

宇都宮の環境

(環境状況報告書 令和5年度版)



令和6年3月
宇 都 宮 市

目 次

第 1 部	第 3 次宇都宮市環境基本計画の概要	1
1. 1	計画の位置づけ	2
1. 2	基本理念	3
1. 3	計画期間	3
1. 4	環境都市の姿	3
1. 5	環境状況報告書の位置づけ	3
1. 6	分野別の基本施策	4
第 2 部	状況報告書 要旨	5
2. 1	進捗状況の評価方法について	6
2. 2	基本施策の進捗状況の要旨	8
2. 3	分野別の基本施策の進捗状況	10
2. 4	分野別の構成事業の進捗状況	24

第 1 部

第 3 次宇都宮市環境基本計画の概要

1.1 計画の位置づけ

(1) 背景・目的

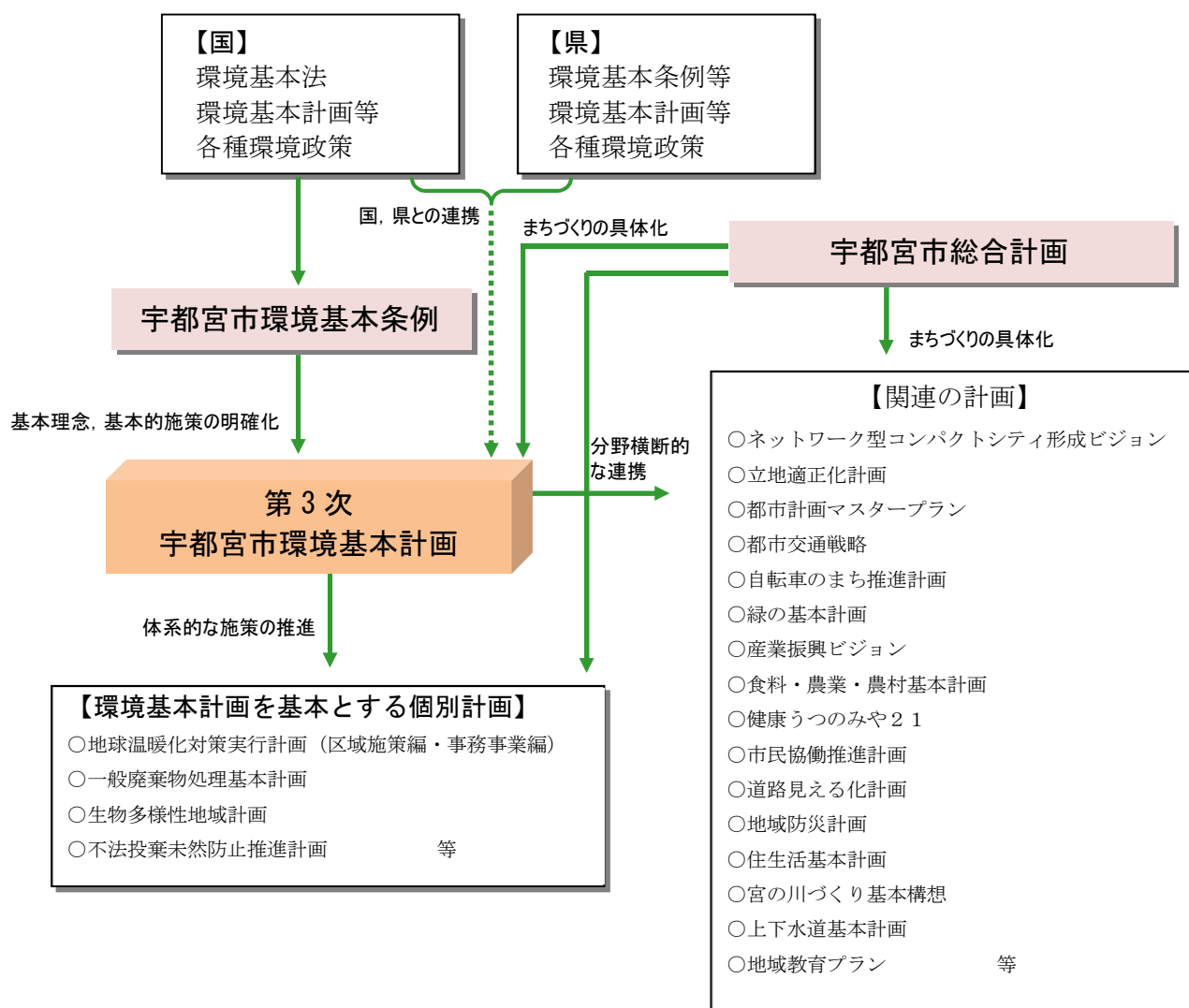
進行する地球温暖化、東日本大震災を契機とした安全で快適な日常生活に係る市民ニーズなどの多様化する環境問題への対応や、本市のまちづくりや社会・経済と連携した総合的・横断的な環境施策の展開等が求められていることから、市民の主体的な行動力を向上するため、新たに環境都市の姿を明確化し、その実現や環境負荷低減に資する取組を総合的に展開するため、第3次環境基本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

宇都宮市環境基本計画は、宇都宮市環境基本条例に基づく環境行政上の総合計画となります。

また、第6次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画「産業・環境の未来都市の実現に向けて」の政策「脱炭素で循環型、自然共生社会の実現」に向けた個別計画としても位置付けられており、本市のさまざまな行政分野と連携しながら総合的・分野横断的に取り組みます。

【環境基本計画の位置付け】



1.2 基本理念

宇都宮市環境基本計画に掲げた基本理念「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」は、21世紀半ばを展望した本市が目指すべき「環境都市」の姿を現しており、平成15年2月に策定した「第1次宇都宮市環境基本計画」から引き継がれています。

また、「環境都市」とは、以下3点の目標を達成した、環境にやさしいまちをいいます。

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会への転換を図る。
- ③ 自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成する。

1.3 計画期間

平成28（2016）年度から令和7（2025）年度

【前期】 平成28（2016）年度 から 令和2（2020）年度

【後期】 令和3（2021）年度 から 令和7（2025）年度

1.4 環境都市の姿

本計画では、SDGsの理念などを踏まえ、令和2年3月に「環境未来都市 うつのみや」を目指すことを宣言しました。「環境未来都市」とは、次のような社会を実現した都市をいいます。

【環境未来都市】

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会
- ② 「もったいない」のところでひとやものを大切にする循環型社会
- ③ 環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち

1.5 環境状況報告書の位置づけ

環境状況報告書は、「宇都宮市環境基本条例」第19条に基づき、環境の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、毎年作成し、公表するものです。

本書では、「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」に掲げた施策指標や構成事業のほか、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進捗状況について評価を行います。

なお、過去1年間の実施状況を取りまとめ公表することから、本年度は令和3年度における実施状況についての報告となります。

1.6 分野別の基本施策

分野別の基本施策は、「地球環境」、「廃棄物」、「自然環境」、「生活環境」、「人づくり」の5分野に分けて、個別に取り組むべき施策・事業として網羅的に設定しました。

1

地球
環境

① 低炭素化の促進

(1)家庭における低炭素化の促進 (2)事業所における低炭素化の促進 (3)市役所における低炭素化の促進

② 自立分散型エネルギーの普及促進

(1)創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進 (2)地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用

③ 環境にやさしいまちづくりの推進

(1)環境負荷の少ない都市整備 (2)エコで便利な交通体系の構築 (3)気候変動への適応策の推進

2

廃
棄
物

① ごみの発生抑制・再使用の促進

(1)普及啓発の推進 (2)発生抑制・再使用の推進

② 資源循環利用の推進

(1)資源循環利用の推進 (2)各主体による資源化の推進

③ 適正な処理の推進

(1)適正な収集・処理・処分体制の推進 (2)不法投棄の未然防止・拡大防止

3

自然
環境

① 生物多様性の保全

(1)生物多様性保全に関する意識の醸成 (2)生きものとその生息・生育環境の保全の推進

② 自然と共生したまちづくりの推進

(1)農地等の多面的機能の維持向上 (2)都市の緑の保全と創出

(3)水資源の確保 (4)河川環境の保全と創出 (5)良好な景観の保全と創出

4

生
活
環
境

① 環境調査、監視等の充実

(1)大気汚染状況の監視 (2)水質汚濁状況の監視 (3)騒音振動の調査 (4)放射線や化学物質の調査

② 発生源対策の充実

(1)工場・事業場の監視・指導 (2)事業者等への意識啓発 (3)自動車排出ガス対策の充実

(4)生活排水対策の充実

5

人
づ
く
り

① 「もったいない」のこころの醸成

(1)市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 (2)もったいない運動を取り入れたイベントの開催

② 自ら学び、自ら行動する人づくりの推進

(1)環境学習の場と機会の提供 (2)地域における環境保全活動を担う人材の育成

③ 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実

(1)各主体による環境配慮行動の推進 (2)多様な活動主体間の連携促進

第 2 部

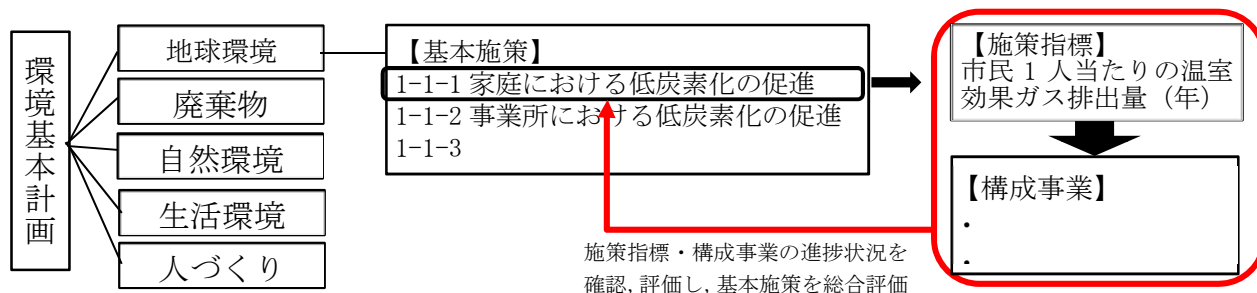
状況報告書 要旨

2.1 進捗状況の評価方法について

(1) 分野別施策の基本施策の評価について

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）では、5つの分野（地球環境、廃棄物、自然環境、生活環境、人づくり）において各基本施策を掲げておりますが、基本施策の評価については、基本施策ごとに設定している施策指標及び構成事業の評価に基づき、総合評価を行います。

【基本施策の体系イメージ】



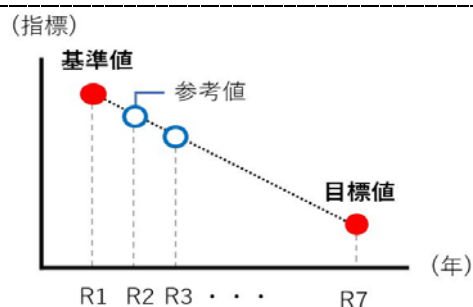
(2) 施策指標の評価方法

各年度の施策指標の進捗状況の評価について、当該年度の実績値と参考値※を比較し、その達成度に応じて「A」、「B」、「C」または、「評価不能」で評価します。

表1 施策指標の評価基準

評価	A	B	C	評価不能
達成度 (評価基準)	100%以上	70%以上 100%未満	70%未満	主としてコロナの影響により、進捗状況の評価することが困難な事業

※ 各施策指標について、令和元年度の実績値を「基準値」と、令和7年度の「目標値」を直線で結んだときの各年度の施策指標の値が「参考値」となります。



(3) 構成事業の施策指標の評価

事業の進捗により評価します。評価の基準は、各課の事務概要のスケジュール等に照らし、「計画以上」、「計画どおり」、「計画より遅れ」または、「コロナの影響による変更」で評価します。

(4) 基本施策の総合評価方法

基本施策の総合評価については、各基本施策の施策指標及び構成事業の評価に基づき、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れ」で評価します。

表2 基本施策の総合評価

項目	評価	A	B	C	評価不能
① 施策指標		100%以上	70%以上 100%未満	70%未満	主としてコロナの影響により、進捗状況を評価することが困難な事業
② 構成事業		「計画以上」が 2以上	「計画どおり」が 4以上	「計画より遅れ」が 2以上	「コロナの影響による変更」の場合は 事業数に含めない
(構成事業が 3つ以下の場合)		「計画以上」が 1以上	「計画どおり」が 構成事業数と同数	「計画より遅れ」が 1以上	
総合評価	上記①②の合計点により判定				
	順調	概ね順調		やや遅れ	
	評価不能がない かつ AまたはBが 1つ以上	Bが2つ または AとCが1つずつ または Aと評価不能		Cが2つ または BとCが1つずつ または BまたはCと評価不能	

2.2 基本施策の進捗状況の要旨

(1) 施策指標の評価について

分野別の基本施策に基づき設定している施策指標について、令和4年度は、35のうち29の指標でA評価またはB評価（全体の約8割）となりました。一方で、3つの指標がC評価となったほか、講習会の開催やイベント等の未実施など、コロナの影響により、2つの指標が評価不能となりました。

【施策指標についての評価（令和4年度実績）】

分野	評価			
	A	B	C	評価不能
地球環境	3	5	0	0
廃棄物	4	2	0	0
自然環境	3	3	1	0
生活環境	2	5	1	0
人づくり	0	3	1	2
合計	12	18	3	2

(2) 構成事業の評価について

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）では、各分野の基本施策に基づき全168構成事業を掲げ、各種事業を推進しています。

令和4年度は、160事業が「計画どおり」となりました。

6事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントや講座等が中止となり、年間のスケジュールどおりとならなかったことから、「コロナの影響による変更」となりました。

また、2事業については令和4年2月のクリーンパーク茂原の火災の影響により、同年12月の復旧まで一時的に発電電力の調達が停止し、市外から電力調達を行い、当該期間中は再生可能エネルギーの地産地消が図られなかったこと等により、事業の進捗は、「計画より遅れ」となりました。

【構成事業についての評価（令和4年度実績）】

分野	評価			
	計画以上	計画通り	計画より遅れ	コロナによる遅れ
地球環境	—	39	1	—
廃棄物	—	28	—	—
自然環境	—	50	1	2
生活環境	—	18	—	—
人づくり	—	25	—	4
合計	0	160	2	6

(3) 基本施策の総合評価について

施策評価の評価結果と構成事業の評価結果を踏まえた各基本施策の総合評価は、35のうち30の基本施策で「順調」「概ね順調」となり、5の基本施策が「やや遅れ」となりました。一方で、人づくり分野においては、多くの構成事業でコロナの影響を受け、「順調」となった基本施策がありませんでした。

【基本施策の総合評価（令和4年度実績）】

分野	総合評価		
	順調	概ね順調	やや遅れ
地球環境	4	4	0
廃棄物	4	2	0
自然環境	3	3	1
生活環境	2	5	1
人づくり	0	3	3
合計	13	17	5

2.3 分野別の基本施策の進捗状況

【地球環境分野】

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
1-1-1	家庭における低炭素化の促進	市民1人当たりの温室効果ガス排出量（年）	3.58t-CO2 (H30)	3.30 (R1)	3.16 (R2)	3.03 (R3)	2.89 (R4)	2.75 (R5)	2.61 (R6)
			3.58 (H30)	3.19 (R1)	3.09 (R2)	3.12 (R3)			
1-1-2	事業所における低炭素化の促進	事業者の温室効果ガス排出量（年）	223.6万t-CO2 (H30)	214.5 (R1)	210 (R2)	205.5 (R3)	201.0 (R4)	196.4 (R5)	191.9 (R6)
			232.7 (H30)	219.5 (R1)	207.5 (R2)	224.1 (R3)			
1-1-3	市役所における低炭素化の促進	市有施設における温室効果ガス排出量（年）	91,874t-CO2	89,278	86,683	84,087	81,491	78,896	76,300
			91,874	84,379	82,552	70,162			
1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進	太陽光発電設備導入世帯数（累計）	17,957世帯	18,964	19,971	20,979	21,986	22,993	24,000
			17,957	18,902	19,821	21,043			
1-2-2	地域のポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数（累計）	6事業者 (R2)	6	7	8	8	9	10
			5 (R2)	5	7	7			

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 97%	B	順調	・市民1人当たりの温室効果ガス排出量について、令和3年度は当初の目標値を下回った。 ・これは単身世帯や核家族世帯の増加により1人あたりのエネルギー使用量が増加し、民生（家庭）部門からの温室効果ガス排出量が増加したことによるものと考えられる。 ・今後は、補助事業等による家庭における再エネ導入促進や、市民における環境負荷を減らす取組について、市ホームページ等により普及啓発を行うなど、市民における脱炭素化を促進していく。
B 91%	B	順調	・事業者の温室効果ガス排出量について、令和3年度は当初の目標値から下回る結果となった。 ・これは産業部門及び民生（業務）部門が新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済活動の回復により温室効果ガス排出量が増加したことによるものと考えられる。 ・今後は、補助事業等による事業所の脱炭素化や、市内事業者の働き方について、持続可能なワークスタイルへの転換等を促進していく。
B 83%	B	順調	・市有施設の温室効果ガス排出量について、令和4年度は、当初の目標値を上回る結果となった。これは、クリーンパーク茂原の火災により施設の稼働が停止（R4年2月～R4年12月）し、廃棄物焼却量が減少したことによるものである。 ・令和4年度のは排出量において、市有施設におけるエネルギー（電力や燃料）使用による排出量の削減は小さいことから、今後は、エネルギー使用量の削減とともに、再生可能エネルギーの創出・使用等により一層促進していく。
A 100%	B	概ね順調	・太陽光発電設備導入世帯数について、令和4年度は目標を上回る結果となった。 ・これは、太陽光の設置費用の低下と電気代の高騰が要因と考えられる。 ・今後は、太陽光発電に対する補助事業等について、市民・事業者に積極的な周知を行い、市内における更なる太陽光発電設備の導入を促進する。
B 87%	B	順調	・冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数について、令和4年度は目標を下回る結果となった。 ・冷熱エネルギーの利用促進および安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用し、新規事業者や参入事業者への案内・説明を実施した。 ・今後も、引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPRを行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	地域新電力による温室効果ガス削減量（累計）	0t-CO2 (R2)	0	1,560	3,120	4,680	6,240	7,800
			0 (R2)	0	1,114	2,769			
1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	公共交通夜間人口カバー率（年）	91.9%	92.8%	93.8%	94.7%	95.6%	96.6%	97.5%
			90.0%	90.5%	90.7%	90.8%			
1-3-3	気候変動への適応策の推進	適応をテーマとした出前講座等の数（年）	－	2回	3回	5回	7回	8回	10回
			－	3回	1回	5回			

【地球環境分野について】

- ・ 地球環境分野では8施策指標を掲げておりますが、A評価3，B評価5となりました。
- ・ 地球環境分野では、40 構成事業を掲げ、再生可能エネルギーの普及啓発等を推進していますが、令和4年度は1 構成事業を除き「計画どおり」となりました。
- ・ 1 事業については令和4年2月のクリーンパーク茂原の火災の影響により、同年12月の復旧まで一時的に発電電力の調達が停止し、市外から電力調達を行い、当該期間中は再生可能エネルギーの地産地消が図られなかったから、事業の進捗は、「計画より遅れ」となりました。
- ・ 8つの基本施策について、全てが「順調」「概ね順調」となりました。

▶ 施策指標「市民1人当たりの温室効果ガス排出量（年）」については、排出量が増加し、当初の目標値を下回りました。これは、単身世帯や核家族世帯が増加しており、エネルギー効率の低さ※が影響しているものと考えられます。※一般的に人数の少ない世帯においては、一人あたりのエネルギー使用量が多くなる。

また、「事業者の温室効果ガス排出量（年）」についても、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済活動の回復等により、製造業における生産量やエネルギー消費量が増加したことが影響し、排出量が増加し、当初の目標値を下回りました。

今後は、2050年カーボンニュートラル及び新たな2030年度の削減目標の達成に向けて、より一層、温室効果ガス排出削減の強化が求められます。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 89%	B	概ね順調	・地域新電力による温室効果ガス削減量について、令和４年度は目標を下回る結果となった。 ・令和３年７月に、官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立した。令和４年１月から、クリーンパーク茂原等の電力を市有施設等に供給する「小売電気事業」を開始し、再生可能エネルギーの地産地消を図った。 ・今後は、電力の受給バランスの状況等を踏まえながら電源と需要家の拡大を図るなど、安定的な小売電気事業の運営を行い、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。
B 96%	B	概ね順調	・公共交通夜間人口カバー率について、令和４年度は目標を下回る結果となった。 ・しかし、バス路線の維持・存続や地域内交通の導入地区の拡大などに交通事業者や地域住民と一体となって取り組んできたことから着実に増加している。 ・今後も引き続き、駅東側におけるＬＲＴの整備や、バス路線再編に向けた計画の作成に着実な推進、地域内交通の導入地区の拡大に取り組んでいく。
A 100%以上	B	順調	・適応をテーマとした出前講座等の数について、令和４年度は目標を達成する結果となった。 ・これは、出前講座の特性上、希望のあったテーマに沿った講座を開催しているが、令和４年度は当該テーマに関する講座希望が前年度よりも増加し、目標を達成することができた。また、出前講座のほかにも市内イベントで、啓発用パネルを設置するなど積極的に普及啓発を図ってきた。 ・今後もカーボンニュートラルの実現に向けて、幅広い世代を対象に普及啓発に取り組んでいく。

【廃棄物分野】

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
2-1-1	普及啓発の推進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数 (累計)	26,463件	30,553	34,642	38,732	42,821	46,911	51,000
			26,463	34,409	42,984	50,891			
2-1-2	発生抑制・再使用の促進	市が実施したフードドライブの参加者 (年)	121人	168	214	261	307	354	400
			121	49	298	832			
2-2-1	資源循環利用の推進	市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量 (年)	514t	678	843	1,007	1,171	1,336	1,500
			426	947	1,075	815			
2-2-2	各主体による資源化の促進	市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数 (年)	67回	68	68	69	69	70	70回以上
			67	5	11	56			
2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	行政収集等実施率 (年)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%を維持
			100%	100%	100%	100%			
2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止	不法投棄の事案の解決率（年）	97.8%		98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
			97.8%		99.5%	98.5			

【廃棄物分野について】

- ・ 廃棄物分野では6施策指標を掲げておりますが、A評価4、B評価2となりました。
 - ・ 廃棄物分野では、28構成事業を掲げ、生ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発や廃棄物排出事業者等に対する指導等を推進していますが、令和4年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
 - ・ 6つの基本施策について、全てが「順調」「概ね順調」となりました。
 - ▶ 施策指標「市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量（年）」については、クリーンパーク茂原の火災に伴い4月～12月までクリーンパーク茂原における剪定枝の受入れを停止したことに伴い、資源化量が前年度と比較し減少しましたが、市有地から発生する剪定枝資源化量は増加傾向にあり、資源循環利用の推進が図れているものと考えられます。
- 引き続き、剪定枝の拠点回収や市有地から発生する剪定枝の資源化による資源化量の安定的な確保に努めていきます。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A 100%以上	B	順調	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数について、令和4年度は目標を上回る結果となった。 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施した結果、ダウンロード数は大きく増加しており、市民に対し幅広い周知啓発が図られている。 ・引き続き、分別講習会や市ホームページなど、様々な場や媒体を活用したごみ分別アプリの周知を行い、ダウンロード数の増加を図る。
A 100%以上	B	順調	・市が実施したフードドライブの参加者について、令和4年度は目標値を上回る結果となった。 ・本庁舎におけるフードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブの継続実施に加え、新たに庁内関係課と連携した取組を開始するなど、フードドライブの取組の強化に努めた結果、参加者数は大きく増加しており、食品ロスの発生抑制が図られているものと考えられる。 ・引き続き、本庁舎におけるフードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブ等に取り組み、参加者数の増加を図る。
B 81%	B	順調	・市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量について、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・クリーンパーク茂原の火災に伴い4月～12月までクリーンパーク茂原における剪定枝の受入れを停止したことに伴い、資源化量が前年度と比較し減少したが、市有地から発生する剪定枝資源化量は増加傾向にあることから資源循環利用の推進が図れているものと考えられる。 ・引き続き、剪定枝の拠点回収や市有地から発生する剪定枝の資源化による資源化量の安定的な確保に努める。
B 81%	B	概ね順調	・市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数について、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じた講習会を実施していることで開催件数は増加傾向にある。また、分別講習会の動画配信等様々な媒体を活用した周知啓発に取り組んでおり、ごみの資源化の推進が図られているものと考えられる。 ・引き続き、リサイクル推進員向け研修会や自治会回覧など様々な機会や媒体を活用した分別講習会等の周知を行い、開催件数の増加を図っていく。
A 100%以上	B	順調	・行政収集等実施率について、令和4年度は目標値を上回る結果となった。 ・クリーンパーク茂原の火災に伴い稼働を停止した期間中において、燃えるごみの削減を市民へお願いするとともに、市内外の処理施設に処理を委託することにより、行政収集体制を維持し、安定的かつ適正な処理を行うことができた。 ・引き続き、適切な収集・処分体制を確保し、安全かつ適正に処理を行う。
A 100%以上	B	順調	・不法投棄の事案の解決率について、令和4年度は目標値を上回る結果となった。 ・これは、不法投棄事案の解決率は、私有地等に不法投棄された事案についても、繰り返し、粘り強い指導を行ったため、撤去が進み、目標値を上回ったものと考えられる。

【自然環境分野】

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合(年) (生物多様性の認知度)	33.6% (R2)	33.6%	41.9%	50.2%	58.4%	66.7%	75.0%
			33.6%	33.6%	40.8%	44.6%			
3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	外来種の影響に関する認知度(年)	64.8% (R2)	64.8%	69.8%	74.9%	79.9%	85.0%	90.0%
			64.8%	64.8%	84.9%	85.8%			
3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	市内農地における環境保全活動カバー率(累計)	39.3%	46.1%	52.9%	59.7%	66.4%	73.2%	80.0%
			39.3%	38.1%	38.8%	38.6%			
3-2-2	都市の緑の保全と創出	緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数(累計)	301箇所	328	333	338			
			301	325	327	335			
3-2-3	水資源の確保	雨水貯留施設等設置費補助件数(H28からの累計)	378件	666	953	1,241	1,528	1,816	2,103
			865件	1,129件	1,298件	1,432件			
3-2-4	河川環境の保全と創出	河川の整備率(都市河川、準用河川)(累計)	62.2% (R2)	62.3%	62.6%	62.8%			
			62.4%	62.5%	63.8%	64.4%			
3-2-5	良好な景観の保全と創出	景観形成重点地区等の指定数(累計)	7地区	9	9	10	10	11	11
			7	8	8	8			

【自然環境分野について】

- ・ 自然環境分野では7施策指標を掲げておりますが、A評価3、B評価3、C評価1となりました。
- ・ 自然環境分野では、53構成事業を掲げ、生物多様性保全の情報共有や河川や緑地等の整備の推進等を推進していますが、令和4年度は、3つの事業を除き「計画どおり」となりました。
- ・ 「水循環に関する教育の推進」や「上下水道に関する普及啓発」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーやイベントが開催できなかったことから、事業の進捗が「コロナの影響による変更」となりました。
- ・ 7つの基本施策について、5つが「順調」「概ね順調」となりました。

▶ 「農地等の多面的機能の維持向上」については、環境保全活動を行う新規組織が設立しなかったことや、活動面積の拡大が図られなかったことが要因として考えられます。

今後は、カバー率の向上を図るため、既存組織や組織活動を行っていない地域に対し、個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、本市の現状や課題等を示しながら、活動の継続や活動面積の拡大、新規組織の立ち上げを促進していきます。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 88%	B	概ね順調	・「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合について、令和４年度は目標値を下回る結果となった。 ・広報紙、ホームページ、X（旧Twitter）、パネル展等の様々な広報媒体を活用した情報発信、環境学習センターと連携した自然観察会や各種イベント等を実施したことにより、生物多様性の認知度を向上させることができた。 ・引き続き、一層意識の醸成を促す取組が必要であり、各世代に適した様々な広報媒体を活用して身近でわかりやすい情報を発信するとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場の提供や自然とふれあう体験型プログラムの充実を図っていく。
A 100%以上	B	順調	・外来種の影響に関する認知度について、令和４年度は目標値を上回る結果となった。 ・外来種に関する各種媒体・機会を活用した周知啓発等により、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させることができた。 ・引き続き、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させる必要があり、より効果的な周知内容の検討等を行っていく。また、本市の生物多様性を次世代へとつなげていくため、令和５・６年度に自然環境基礎調査を実施し、本市の実情に応じた生物多様性保全の施策案を検討していく。
C 48%	B	やや遅れ	・市内農地における環境保全活動カバー率については、令和４年度は目標値を下回る結果となった。 ・多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地域は、地域住民との共同作業により、良好な農村環境の保全を実現しているものの、市内農地における環境保全活動カバー率はほぼ横ばいとなっている。 ・今後は、カバー率の向上を図るため、既存組織や組織活動を行っていない地域に対し、個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、本市の現状や課題等を示しながら、活動の継続や活動面積の拡大、新規組織の立ち上げを促進していく。 ・また、令和５年度から新たに立ち上げた広域活動組織の事務局運営を支援するとともに、広域活動組織への未加入組織に対しても、個別説明等の機会を捉え、加入のメリット等を説明し、加入促進を図っていく。
B 98%	B	概ね順調	・緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数については、令和４年度は目標値を下回る結果となった。 ・各種緑化事業におけるPR等により花苗の配布団体数が増加するなど、緑化活動場所の増加に繋げることができた。 ・今後は、民有地による緑地保全や市民協働による緑空間の保全創出に取り組んでいく。
A 100%以上	B	順調	・雨水貯留施設等設置費補助件数については、令和４年度は目標値を上回る結果となった。 ・これは、溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、「民有地への雨水貯留・浸透施設設置の促進」に取り組んだ結果、施策指標における目標値を達成する進捗となった。 ・今後も、雨水貯留・浸透施設の設置費補助制度を活用いただけるよう周知活動に取り組んでいく。
A 100%	B	順調	・河川の整備率（都市河川、準用河川）については、令和４年度は目標値を上回る結果となった。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている溢水・浸水被害の軽減に向け、計画的な河川整備に取り組んだ結果、施策指標を達成することができた。
B 80%	B	概ね順調	・景観形成重点地区等の指定数については、目標値を下回る結果となった。 ・景観形成重点地区等の指定数については、新たな地区指定には至らなかったが、LRT沿線などにおいて、地元協議会等と連携し意見交換や、景観形成に対する検討を実施するなど、目標達成に向けた取り組みを進めることができた。 ・今後は、LRT沿線（駅東口・駅周辺区間）、釜川地区などにおいて、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動について地元理解の促進に取り組む。

【生活環境分野】

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
4-1-1	大気汚染状況の監視	光化学オキシダントの環境基準達成率（年）	92.7%	93.9%	95.1%	96.4%	97.6%	98.8%	100.0%
			92.7%	93.7%	94.5%	94.5%			
4-1-2	水質汚濁状況の監視	河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率（年）	94.4%	95.3%	96.3%	97.2%	98.1%	99.1%	100.0%
			94.4%	88.9%	94.4%	94.4%			
4-1-3	騒音振動の調査	自動車騒音に係る環境基準達成率（年）	93.8%	94.8%	95.9%	96.9%	97.9%	99.0%	100.0%
			93.8%	93.1%	94.5%	94.5%			
4-1-4	放射線や化学物質の調査	ダイオキシン類の環境基準達成率（年）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%を維持
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 98%	B	概ね順調	・光化学オキシダントの環境基準達成率については、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM_{2.5}など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気は良好に保全され、光化学スモッグ注意報発令回数も減少傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報発令が1回あったことから、光化学スモッグ注意報等発令時に適切な周知を徹底する必要がある。 ・大気の状態を適切に把握するため、測定機器等の適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により、測定値の信頼性を確保していく。 ・市民の安全安心確保のため、光化学スモッグ注意報等発令時には、引き続き、適切かつ迅速な周知を行っていく。
B 97%	B	概ね順調	・河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率について、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・水質汚濁防止法に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。 ・本市の河川・地下水の水質は良好に保全されているものの、河川への油類流出等、異常水質事故が5件発生していることから、更なる水質保全に向けた取組が必要である。 ・河川・地下水の水質を適切に把握するため、発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定値の信頼性を確保していく。 ・水質事故の未然防止のため、長期休暇時や台風の接近等自然災害の発生が想定される場合などに、事業者に対し適切な施設管理に係る啓発を行うほか、水質事故が発生した場合には、対策マニュアルに基づき関係課と適切かつ迅速な対応を行っていく。
B 97%	B	概ね順調	・自動車騒音に係る環境基準達成率について、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。 ・引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。 ・騒音振動の低減が図られた、良好な生活環境を確保するために、測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行うとともに、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
A 100%以上	B	順調	・ダイオキシン類の環境基準達成率について、令和4年度は目標値を上回る結果となった。 ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握しており、生活環境は良好に保全されている。引き続き適切に状況を把握していく必要がある。 ・市民の安全安心確保のため、測定精度を確保しながら、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
4-2-1	工場・事業場の 監視・指導	工場・事業場における排出基準超過件数（年）	6件	5	4	3	2	1	0
			6	3	2	3			
4-2-2	事業者等への意 識啓発	良好な生活環境の確保に係る市民満足度（年）	35.7% (R2)	35.7%	36.5%	37.4%	38.2%	39.0%	40.7%
			35.7%	35.7%	39.3%	34.7%			
4-2-3	自動車排出ガス 対策の充実	電気自動車補助件数 (累計)	5件	88	170	253	335	418	500
			5	7	14	160			
4-2-4	生活排水対策の 充実	生活排水処理人口普及率 (累計)	98.7%	99.1%	99.4%	99.7%	99.8%	99.9%	100.0%
			98.7%	99.1%	99.3%	99.3%			

【生活環境分野について】

- ・ 生活環境分野では8施策指標を掲げておりますが、A評価2、B評価5、C評価1となりました。
- ・ 生活環境分野では、18構成事業を掲げ、法令に基づく工場や事業場への立入検査や指導等を推進していますが、令和4年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
- ・ 8つの基本施策について、7つが「順調」「概ね順調」となりました。

▶ 「自動車排出ガス対策の充実」については、軽EVの販売開始により、補助件数は前年度からは大きく増加しているものの、令和3年度までの補助件数が少なかったことにより、目標値を下回っています。今後は、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることや、電気自動車の利点等について周知啓発に取り組んでいきます。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A 100%以上	B	順調	・工場・事業場における排出基準超過件数について、令和４年度は目標値を上回る結果となった。 ・工場・事業場における排水基準超過が３件発生したが、生活環境への影響が生じないように、速やかに行政指導を行い改善させている。 ・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和２年６月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル３）の除去等に関する監視・指導を効果的・効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 ・公害苦情等に関する各種相談を２２０件受け付け、すべて適切に対応した。 ・環境法令に基づく排出基準を超過する事業場数がゼロとなるよう、適切な立入検査を継続するとともに、過去に排出基準を超過した工場・事業場については、立入検査頻度を増やすなど、監視・指導を重点的にやっていく。 ・アスベスト飛散を防止するために、令和５年１０月着工の工事から適用される、有資格者等による石綿事前調査の義務化の周知を図るほか、引き続き、本市アスベスト対策連絡調整会議による庁内連携を図りながら、吹付アスベスト等（レベル１、２）の全件立入検査や、レベル３の解体工事の全件を基本とした立入検査を実施するとともに、事業者の法令遵守の徹底を図るため、広報紙や市ホームページなどにより、効果的な周知や指導を実施していく。 ・複雑・多様化する公害苦情等への適切な対応に向け、相談事例を検証・蓄積していく。
B 92%	B	順調	・良好な生活環境の確保に係る市民満足度について、令和４年度は目標値を下回る結果となった。 ・工業団地の担当者研修会において、環境協定の概要等について周知を行ったものの、環境協定締結数が伸び悩んでおり、環境協定締結数の拡大に向けた取組が必要である。 ・事業者を対象として、事業者環境行動配慮の促進チラシの配布及び紹介パネルの掲示を行うとともに、工業団地内全工場へ環境行動啓発チラシ等を配布した。更なる市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等に対し意識啓発や環境配慮行動の一層の拡大を図っていく必要がある。 ・市民の良好な生活環境を確保するため、環境配慮行動やＳＤＧｓへの貢献等、環境協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレット作成のほか、環境協定締結工場のイメージ向上のための市ホームページ・パネル更新やツイッターの活用など、広報強化により、環境協定締結の拡大を図っていくとともに、事業者の積極的な環境への取組の促進に向け、啓発チラシに掲出する事業者の優れた取組内容を更新する。
C 63%	B	やや遅れ	・電気自動車補助件数について、令和４年度は目標値を下回る結果となった。 ・これは、軽ＥＶの販売開始により、補助件数は前年度からは大きく増加しているものの、令和３年度までの補助件数が少なかったことによるものだと考えられる。 ・今後は、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることや、電気自動車の利点等について周知啓発に取り組んでいく。
B 99%	B	概ね順調	・生活排水処理人口普及率について、令和４年度は目標値を下回る結果となった。 ・公共下水道については、事業計画区域における整備を、計画的かつ効率的に実施している。今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら公共下水道の整備を推進していく。 ・合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後は、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。

【人づくり分野】

基本施策		施策指標	(令和元年度) R1 (基準値)	(令和2年度) R2 (参考値) (実績値)	(令和3年度) R3 (参考値) (実績値)	(令和4年度) R4 (参考値) (実績値)	(令和5年度) R5 (参考値) (実績値)	(令和6年度) R6 (参考値) (実績値)	(令和7年度) R7 (目標値)
5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	もったいない運動の認知度（年）	48.9%	50.8%	52.6%	54.5%	56.3%	58.2%	60.0%
			48.9%	—	43.4%	48.9%			
5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	もったいない運動を取り入れたイベントの割合（年）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%を維持
			100.0%	—	—	—			
5-2-1	環境学習の場と機会の提供	環境学習センター開催講座の平均満足度（年）	83.2%	86.0%	88.8%	91.6%	94.4%	97.2%	100.0%
			83.2%	87.0%	87.1%	83.1%			
5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	環境出前講座開催数	42回	43	43	44	44	45	45
			42	18	32	43			
5-3-1	各主体による環境配慮行動の推進	もったいない運動の実践率（年）	32.0%	36.7%	41.3%	46.0%	50.7%	55.3%	60.0%
			32.0%	—	24.9%	28.7%			
5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	環境学習センターの利用件数（年）	887件	888	888	889	889	890	890
			887	615	651	745			

【人づくり分野について】

- ・ 人づくり分野では6施策指標を掲げておりますが、B評価3、C評価1、評価不能2となりました。
 - ・ 人づくり分野では、29構成事業を掲げ、市民総ぐるみによる「もったいない運動」の取組や、環境学習の場と機会の提供等を推進していますが、令和3年度は、4つの事業を除き「計画どおり」となりました。
 - ・ 「もったいないフェアなど環境配慮型イベントの実施」などの4事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーやイベントが開催できなかったことから、令和4年度に引き続き事業の進捗が「コロナの影響による変更」となりました。
 - ・ 6つの基本施策について、3つが「概ね順調」となりました。
 - ▶ 「もったいない運動の実践率（年）」については、実践率向上には継続した周知啓発が必要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタルサイネージを活用した動画放映や巡回展等を実施するも、周知機会が少なかった。ことが要因として考えられます。
- 今後は、イベントやSNS等を活用し、家庭や事業所等で取り組みやすいもったいない運動の取組事例の紹介等、周知啓発に取り組み、より効果的な実践促進を図っていきます。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 89%	B	概ね順調	・もったいない運動の認知度について、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・もったいないフェアは未開催だが、4半期ごとにテーマを決め、燃えるゴミの削減や公共交通の利用促進など時期ごとに効果的な周知を行った。 ・4コマまんがコンクールの応募者数が増加するなど、啓発事業への参加者数は増加傾向にあることから、引き続き、「もったいない運動」の認知度が層々向けて、集中的な周知や効果的な普及啓発に取り組んでいく必要がある。
評価不能	B	やや遅れ	・もったいない運動を取り入れたイベントの割合について、令和4年度は評価不能となった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「もったいないフェア」を含め多くのイベントが中止となったことから、催事と連携した普及啓発活動が実施できなかった。 ・今後は「もったいないフェア」を含めた様々なイベントにおいて、もったいない運動の実践促進を図るとともに、各種SNS等を利用した効果的な周知に取り組んでいく。
B 90%	B	概ね順調	・環境学習センター開催講座の平均満足度について、目標値を下回る結果となった。 ・満足度は上昇傾向にあることから、引き続きニーズを踏まえた各種講座の実施による満足度向上を図っていく。
B 97%	B	概ね順調	・環境出前講座開催数について、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、目標回数をやや下回ったが、新しい生活様式を踏まえた方法で実施し、SDGsの認知の拡大を図るほか、環境問題の解決につながる行動変容を受講者へ促すことができた。
C 62%	B	やや遅れ	・もったいない運動の実践率について、令和4年度はC評価となった。 ・市内各所での巡回展の実施や各種イベントに出展し、もったいない運動の周知や実践促進を推進したことにより、前年より実践率が増加傾向にある。 ・引き続きもったいない運動の取組事例を紹介するなど、家庭や事業所等で取り組みやすく、より効果的な実践促進を図っていく。
評価不能	B	やや遅れ	・環境学習センターの利用件数について、令和4年度は評価不能となった。 ・令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症による影響により、各年通算で1か月以上の休館を実施するなど、基準年と同条件での比較が行えないことから評価不能とする。 ・今後も引き続き、感染症対策を踏まえ各種講座を開催するなど、センター利用の促進に努めていく。

2.4 分野別の構成事業の進捗状況

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-1	低炭素化の促進	1-1-1	家庭における低炭素化の促進	(1) 低炭素化・脱炭素化を促進する普及啓発の推進	民間企業等と連携した普及啓発の実施	「家庭向け脱炭素化普及促進事業」の実施と合わせて、補助事業に関連する外部組織と連携し、補助事業の周知を実施する。
					市の広報媒体を活用した情報発信	環境分野に関する情報を市ホームページで発信するとともに、広報紙で省エネ情報の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していく。
				(2) 低炭素化住宅・脱炭素化住宅の普及促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。
					Z E H の導入促進【新規】	Z E H 導入を支援することにより、脱炭素化住宅の普及促進を図る。
			省エネ促進等住宅改修支援事業の実施	住宅の性能・機能を向上させるための改修工事に対する補助を実施する。		
		1-1-2	事業所における低炭素化の促進	(1) 人づくり支援と情報の充実	S D G s 人づくりプラットフォームにおける低炭素化好事例の普及展開【新規】	行政をはじめ、市域の企業、N P O、教育機関などの多様な主体と連携しながら、勉強会等の開催やホームページ等における普及啓発を実施していく。
					市の広報媒体を活用した情報発信（再掲）	環境分野に関する情報をホームページで発信するとともに、広報紙で省エネ情報の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していく。
				(2) 事業所における実践行動の促進	E V の導入促進【新規】	E V 導入を支援することにより、事業者における脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。
					「新しい生活様式」に対応した低炭素な事業活動の促進【新規】	コロナ禍を契機として、「新しい生活様式」に基づくテレワークやWeb会議など、ICTを活用した環境にやさしい施策を推進する。
					融資制度等による環境保全対策の支援	中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる低利な融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・栃木住宅協会、栃木県自動車販売協会、宇都宮市内住宅展示場、自動車メーカー、各種イベント等に対し補助事業に関する資料を送付し、外部組織と連携した補助事業の周知活動を実施した。	・今後も、引き続き、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることや、電気自動車の利点等について周知啓発に取り組んでいく。
計画どおり	・広報紙に省エネに関する特集やもったいない運動の取組事例を掲載し、市民にわかりやすい情報発信を行うなど、普及啓発を実施した。	・今後も、引き続き、広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、もったいない運動市民会議との連携により、SNS活用、もったいないフェアなどで情報発信について取り組んでいく。
計画どおり	・補助実績については、令和3年度を上回る申請があり、脱炭素化の促進に貢献した。 ・給電性能を備えたEVについて、補助申請件数増に向けて、補助要件の緩和や、自動車販売店協会等への周知等を実施した。 ・給電性能を備えたEVについては、軽EVの販売開始より申請数が急増した。	・今後も、引き続き、自立分散型エネルギーの利点等について、市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。
計画どおり	・一般家庭の脱炭素化の推進や、災害時にも対応できる「自立分散型エネルギー」の普及促進を図るため、住宅メーカー等に周知を行いながら、補助事業を実施した。 ・令和4年度の補助件数は49件となった。	・今後も、引き続き、ZEH住宅の必要性や利点等について周知啓発し、導入を支援することで、脱炭素化住宅の普及促進を図る。
計画どおり	・令和4年度は、計397件の内、3割を断熱改修工事で補助した。 外壁改修工事 6件 窓改修工事 107件	・引き続き、住み慣れた住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向けて、事業の着実な推進に努めていく。
計画どおり	・出前講座や会員交流会を開催し、事業者に対し普及啓発を図った。 出前講座 4回(277名) 会員交流会 3回(29名) ・より多くの事業者の実践を促すため、事業者の求める情報を収集し、発信する必要がある。	・今後も、多様な主体と連携し、効果的な手法を検討しながら、勉強会の開催や会員交流会、ホームページ等における普及啓発を実施していく。
計画どおり	・広報紙に省エネに関する特集やもったいない運動の取組事例を掲載し、市民にわかりやすい情報発信を行うなど、普及啓発を実施した。	・今後も広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、もったいない運動市民会議との連携により、SNS活用、もったいないフェアなどで情報発信について取り組んでいく。
計画どおり	・事業者向け脱炭素化促進補助事業を実施し、給電性能を備えたEVについて7件の補助を実施した。 ・給電性能を備えたEVについては、さらなる普及拡大を図るため、より一層の周知が必要がある。	・給電性能を備えたEVについて、国・県が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店と連携した周知を随時行う。 ・事業活動の脱炭素化に向けた効果的な支援策について、引き続き検討を行う。
計画どおり	・新型コロナウイルス感染症による世界的な経済危機からの復興と地球温暖化対策などの環境政策を融合させる「グリーン・リカバリー」について周知し、設備投資における省エネ設備の導入促進を図った。 ・「宇都宮市 カーボンニュートラルロードマップ」において、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルへの行動の変容を位置付けた。	・「新しい生活様式」に対応した低炭素な事業活動について、引き続き、周知を図るとともに、事業活動の脱炭素化に向けた支援策について検討を行う。
計画どおり	・中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施するとともに、新たにカーボンニュートラルに資する設備投資を行う際に活用できる融資制度を創設した。	・今後も、省エネなどの設備導入にかかる融資案件の増加を図るため、当該資金について積極的に周知を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-1	低炭素化の促進	1-1-3	市役所における低炭素化の促進	(1) 市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進	市役所におけるエコオフィス活動の推進	温室効果ガスの排出量削減に向け、職員一人ひとりが普段の行政活動において電気、燃料、用紙等の使用量抑制等の環境に配慮した事務事業を推進する。
					エネルギー利用設備に係る高効率化の推進 【新規】	(一財) 省エネルギーセンター等が実施する「省エネルギー診断」を活用し、新型コロナウイルスによる感染症対策を踏まえたソフト・ハード両面からの省エネルギー方策を調査し活用を検討する。 また、施設の新築や改築、機器や設備の更新の際には、エネルギー利用設備の高効率化を図る。
					市有施設の電力の調達における低炭素化の推進 【新規】	地域新電力会社から、市内の再生可能エネルギーを調達し、市有施設において使用することで、電力使用による環境負荷を低減する。
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進	(1) 創エネルギー・蓄エネルギーの導入促進	家庭における創エネルギー・蓄エネルギー導入支援制度の実施 【拡充】 (再掲)	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。
					事業所における創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進 【新規】	事業者に対する太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策を検討し、本市の事業所における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。
				(2) 創エネルギー・蓄エネルギーを活用した市有施設の低炭素化の推進	地域防災拠点施設における創エネルギー・蓄エネルギー設備の導入推進 【拡充】	市有施設における創エネルギー・蓄エネルギーの導入を推進していく。
					太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施	発電事業を行っている4事業者12施設との調整を継続して実施や社会情勢に応じた事業の在り方について検討していく。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・「もったいないEMS」における各種研修や啓発紙の発行等による周知啓発を行い、庁内におけるエコオフィス活動を推進できた。 ・カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー化に重点を置いたエコオフィス活動の徹底に向けた職員教育の強化が必要がある。	・引き続き、庁内啓発紙や研修等を通じて、職員によるエコオフィス活動実施強化のために周知啓発を図っていく。
計画どおり	・建築物の劣化状況を反映した工事計画を作成し、機器や設備などの更新の際には、施設の使用状況や省エネルギー診断結果を踏まえエネルギー効率の高い設備を導入した。	・引き続き、建築物の劣化状況を反映した工事計画を作成し、機器や設備などの更新の際には、施設の使用状況や省エネルギー診断結果を踏まえエネルギー効率の高い設備を導入していく。
計画どおり	・昨年度に引き続き、市有施設の一部において、宇都宮ライトパワー株式会社からクリーンパーク茂原の再生可能エネルギー等の電力調達を行った。 ・令和4年2月のクリーンパーク茂原の火災の影響により、同年12月の復旧まで一時的に発電電力の調達が停止したことから、市外から電力調達を行い、当該期間中は再生可能エネルギーの地産地消が図られなかった。	・宇都宮ライトパワー株式会社の電源調達や経営状況等を踏まえて、電力供給を受ける市有施設の拡大を図るとともに、電力調達先についても随時拡大を図る。
計画どおり	・補助実績については、令和3年度を上回る申請があり、脱炭素化の促進に貢献した。 ・給電性能を備えたEVについて、補助申請件数増に向けて、補助要件の緩和や、自動車販売店協会等への周知等を実施した。	・今後も、引き続き、自立分散型エネルギーの利点等について、市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。
計画どおり	・本市の課題である運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向け、事業者の脱炭素化に向けた補助制度について検討するとともに、事業者向け脱炭素化促進補助事業を実施し、太陽光発電設備・定置型蓄電池・給電性能を備えたEVに対する補助を実施した。	・事業者向け脱炭素化促進事業の交付実績や、事業者のニーズ、社会情勢の変化、国の動向等も踏まえ、今後の補助制度の実施について継続的な検討を行う。
計画どおり	・平成27～28年度にかけ、地区市民センターに太陽光発電施設及び蓄電池を設置した。 ・地区市民センターの電力使用量調査結果から、蓄電池の有効活用について検討した。	・蓄電池の活用により、スマートシティ関連や地域新電力事業と連携しながら、より効果的なレジリエンス向上策について検討を行っていく。 ・市有地・市有施設における再エネポテンシャル調査を実施し、創エネ・蓄エネ設備の導入拡大とさらなるレジリエンスの向上を図っていく。
計画どおり	・発電事業を行っている4事業者に対し、12施設の屋根や土地を継続して貸し出しており、各施設に太陽光発電設備が設置されている。 ・固定価格買取制度における買取価格の低下や、東京電力の連携制約など社会情勢を踏まえ、現在は新規貸し出しを中止した。	・今後も貸し出し施設について、管理状況等の確認や調整を継続して行うとともに、事業の在り方についても、引き続き社会情勢を踏まえ検討を行っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-2	地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	(1) 地域エネルギーの活用によるまちの活性化	地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進 【新規】	官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立し、市内のバイオマス発電や家庭用太陽光発電などの再生可能エネルギーを調達し市有施設等に供給する「再生可能エネルギーの地産地消」を推進する。
					大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを活かした活性化策の実施	大谷地域の冷熱エネルギーを活用した地域活性化につながる活動を支援する。
				(2) 脱炭素化に向けた水素エネルギーの活用	燃料電池車の導入促進 【新規】	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
					再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた検討 【新規】	再生可能エネルギーを活用した、地産地消できる水素製造手法について調査研究を行う。
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(1) 地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進取組の推進	駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討	街区レベルでエネルギーを効率的に利用する手法を検討し、都市の低炭素化を推進する。
					東部総合公園の整備における環境負荷の少ない拠点形成 【新規】	東部総合公園の整備にあたっては、周辺の良好な自然環境への配慮・調和を図るとともに、区域内で太陽光発電などの自然エネルギーや未利用エネルギーを積極的に活用するなど、脱炭素化に資する取組を推進する。
					コジェネ等を活用したエネルギーの効率的利用の促進 【新規】	コジェネ等を活用しながら地域・街区等で電気や熱を融通し合うエネルギーの面的利用を促進し、エネルギーの効率的な利用によるコストダウンや省CO2を図る。
					地域新電力によるA I・I o Tを活用した電力調達やエネルギー融通の推進 【新規】	更なる温室効果ガス排出の削減に向け、地域の再生可能エネルギーを効果的・効率的に活用するため、地域新電力によるエネルギーマネジメント等の検討を行う。
					地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進	L R T沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における低炭素化の促進を図る。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画より遅れ	・令和3年7月に、官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立し、令和4年1月から、クリーンパーク茂原等の電力を市有施設等に供給する「小売電気事業」を開始したが、令和4年2月のクリーンパーク茂原の火災の影響により、同年12月の復旧まで一時的に発電電力の調達が停止したことから、市外から電力調達を行い、当該期間中は再生可能エネルギーの地産地消が図られなかった。 ・令和4年12月のクリーンパーク茂原の復旧以降は、市有施設等に供給することで再生可能エネルギーの地産地消を図った。	・電力の受給バランスの状況等を踏まえながら電源と需要家の拡大を図り、安定的な小売電気事業の運営を行い、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。
計画どおり	・冷熱エネルギーの利用促進および安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用し、新規事業者や参入事業者への案内・説明を実施した。	・引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPRを行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。 ・大谷夏いちご栽培事業の安定化に向けた新たな支援制度についても、庁内関係課と連携しながら検討していく。
計画どおり	・国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。	・引き続き、国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について検討していく。
計画どおり	・令和3年度に設置された「栃木県県央地区における水素利活用検討会」において、国・県や近隣自治体、民間事業者等と意見交換を実施しながら、産業利用や農林業利用等モビリティ以外も含めた水素需要の掘起こしとサプライチェーンの創出に向けた検討を行った。	・国・県や近隣市町の動向を注視しながら、県央地区における水素需要の創出とサプライチェーンの構築について検討を行っていく。
計画どおり	・駅東口地区整備事業におけるエネルギー利用の推進については、公共施設のライトキューブ宇都宮や民間施設の高度専門病院において、地域特性を活かし、地下エネルギーを利用した熱源機を設置するとともに、その他の施設を含め、遮熱性の高い外壁材の仕様やLED照明、節水型器具の採用などの施設整備に取り組んだ。	・駅東口地区整備事業においては、環境負荷の少ない都市整備を行った。 ・今後は、引き続き、導入した省エネルギー対応施設を運用していく。
計画どおり	・地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら用地買収に取り組み、約9割の用地を取得した。 ・新設公園としては、県内初となるPark－PFIの活用により、核となるスケートボードやBMXなどのアーバンスポーツ施設等の整備水準や、脱炭素に係る提案条件などを定めた公募設置等指針を策定し、事業者の公募を開始した。	・未取得用地の早期取得に向けて、地権者等に対し、引き続き、丁寧な説明を行いながら、着実に用地買収に取り組む。 ・外部有識者から成る事業者選定委員会において提案審査を実施し、この審査結果を踏まえ、公募設置等予定者を決定するとともに、提案内容が事業期間にわたって着実に履行されるよう、事業実施に必要な事項を定めた基本協定を締結する。
計画どおり	・民間事業者と意見交換を実施しながら、エネルギーの効率的な利活用のあり方について調査・研究を行った。	・引き続き、民間事業者等とも意見交換を行いながら、エネルギーの効率的な利用や地域・街区レベルでの面的利用のあり方について検討を行っていく。
計画どおり	・L R T沿線における公共・民間施設や公共交通の脱炭素化に向け、地域新電力によるエネルギーマネジメントの手法等について検討し、環境省の選出する脱炭素先行地域に採択された。 ・脱炭素先行地域の共同提案者や交通事業者、学識経験者を協議会委員とするうつのみやゼロカーボン推進協議会を設立し、地域新電力によるエネルギーマネジメントや、地域の再生可能エネルギーを活用したEVバスのエネルギーマネジメントとの連携について検討した。	・脱炭素先行地域の共同提案者や民間事業者、大学等と連携しながら、A I ・ I o Tを活用したエネルギーマネジメントの活用可能性等について検討していく。
計画どおり	・清原工業団地T CへのP P A事業を活用した太陽光発電及び蓄電池の導入について、方向性を整理した。 ・平出町T Cゾーン整備事業において、低炭素化を図る手法について検討した。	・先進事例等の調査を踏まえつつ、関連する事業と連携しながら、T C周辺街区ごとの最適な低炭素化技術を検討する。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(2) ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携	環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進	LRT沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における低炭素化の促進を図る。
					都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進	NCCの形成に向け、立地適正化計画等で定めた都市拠点や地域拠点への居住や医療、商業などの都市機能の立地誘導に係る取組を推進する。 また、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした地域コミュニティや活力維持に向けて、良好な居住地形成が図れる地区計画制度の活用促進を図りながら、地域特性に応じた適正な土地利用を推進する。
		1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1) LRTの整備や公共交通網の再構築	I Cカードを活用した公共交通の利便性向上策の実施 【拡充】	・階層性のある公共交通ネットワークの実現に向け、より便利に市内を移動できる本市独自の運賃負担軽減策の一つとして、LRTの開業に合わせた、LRT-バス-地域内交通間の乗継割引制度を導入する。
					LRTの整備	東西基幹交通となるLRTを整備し、低炭素型公共交通ネットワークの充実を図る。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・清原工業団地ＴＣにおける自立分散型エネルギーの導入に向けた検討を実施し、方向性の整理と実施計画への計上を行った。 ・街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用による脱炭素化の実現に向けて、民間事業者等の支援方法等について調査、研究を行った。	・先進事例等の調査を踏まえつつ、関連する事業と連携しながら、清原工業団地ＴＣへの低炭素技術の導入やＴＣ周辺街区ごとの最適な低炭素化技術を検討する。
計画どおり	・ＮＣＣの形成に向け、各拠点において地域特性に応じた生活利便施設等の誘導・充実を図るため、事業者や関係団体等に対するヒアリングや出前講座等を通して、本市まちづくりの考え方の理解促進や各種支援策の積極的な周知を図るとともに、各拠点における防災性・安全性の向上により、都市機能等の誘導を促進するため、誘導施設の浸水対策への支援制度を構築した。 ・市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺において、地区計画制度の活用に向け検討を行う地域主体の取組に対し、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせて支援を行うとともに、地域が主体となった地区計画の活用促進に向け、住宅団地開発における公共施設整備費の一部を補助する支援制度を構築した。 ・こうした取組を通して、各拠点への都市機能等の誘導を図ることができた。	・各拠点への生活利便施設等の誘導を着実に推進するため、引き続き、地域住民や事業者、関係団体等に対する各種支援策の積極的な周知及び活用促進を図るとともに、民間誘導に向けた施策の充実を図る。 ・市街化調整区域の地域拠点等への住宅や店舗の立地につながる地区計画制度等の活用促進に向けて、引き続き、地域への働き掛けや機運醸成を図るとともに、地域の主体的な取組を積極的に支援する。
計画どおり	・地域内交通へのＩＣカードシステムの導入に合わせ、バスと地域内交通間の乗継割引制度を令和４年９月に導入した。 ・上記制度の導入に併せ、一部の地域内交通運営事業者と連携し、制度の利用方法について、マスコミ等を活用した周知を図った。 ・公共交通利用促進パンフレット「乗ろうよ！」の全戸配付を活用し、ＩＣカードや運賃負担軽減策等について、全市民の概要を周知し、利用促進を図った。 ・令和５年８月のＬＲＴ導入に合わせて実施するＬＲＴ-バス－地域内交通間の乗継割引制度の円滑な導入に向け、庁内外各機関との最終調整や、利用方法などの周知を広く図った。	・ＩＣカードや各種運賃負担軽減策の利用状況を踏まえ、引き続き交通事業者と協議・調整を図り、更なる運賃負担軽減策の導入の検討に取り組んでいく。
計画どおり	・ＪＲ宇都宮駅東側については、野高谷町交差点区間の工事完了の見通しなどを踏まえ、開業時期を令和５年３月から８月に見直した。 ・その後については、野高谷町交差点区間をはじめ、整備工事を年度内に完了し、宇都宮駅東口～平石、平石～グリーンスタジアム前停留場区間の試運転を順次開始するなど、令和５年８月の開業に向けた取り組みを進めた。 ・広報紙や動画など、様々な媒体を活用した「幅広い情報発信」やオープンスクエア、移動型オープンハウス等での意見交換による「双方向の取組」を通じて、最新の情報を提供した。また、試運転を機に「出張ライトライン見学会」を開催し、約５,０００人の方にＬＲＴ車両を体感いただいたほか、ドネーション（寄附）事業、ネーミングライツの募集の機会を設けるなど、「参加・体験型の取組」を通じて、さらなる市民理解の促進及び機運醸成に取り組んだ。 ・ＬＲＴ導入後の交通ルールについて、初の試運転に合わせパンフレットを全戸配布するなど、各種媒体を通じて集中的に情報発信を行った。 ・ＮＣＣのまちづくりを一層強化するため、ＪＲ宇都宮駅西側のＬＲＴ整備については、令和４年８月にＪＲ宇都宮駅東口停留場から宝木町１丁目・駒生１丁目付近(教育会館付近)までを着実に整備を進める整備区間、大谷観光地付近までをＬＲＴの検討区間と公表し、特許申請に向け、関係機関との協議を実施し、道路空間再編案などの検討を行った。	・ＪＲ宇都宮駅東側については、令和５年８月開業を目指し、引き続き、芳賀町や宇都宮ライトレール株式会社と連携し、国などの関係機関と調整を行いながら、竣工検査や試運転、運輸開始認可の法定手続きなど、開業に向けた取り組みを進めていく。また、開業後は宇都宮ライトレール株式会社と連携し維持管理を行っていく。 ・開業に当たっては、官民一体となって開業記念事業を実施し、市民の機運を最大限に醸成できるよう取り組む。また、開業後は、市民の足としてより多くの方にご利用いただけるよう、パンフレットや動画、キャンペーンなどを通じて利用促進に取り組む。 ・安全安心にＬＲＴを利用いただけるよう、引き続き、交通ルールの周知に取り組む。 ・ＪＲ宇都宮駅西側のＬＲＴ整備については、引き続き、軌道施設を道路空間に導入した際の交通影響の調査・検討を行い、道路管理者や交通管理者等との協議・調整を図りながら、特許申請に向けた整備に係る各種検討を行う。 ・また、ＪＲ宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙、動画、ポスターなど、様々な媒体を通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、駅西側にオープンスクエアを設置するなど、機運醸成に向けてさらなる市民理解促進に取り組む。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1) L R Tの整備や公共交通網の再構築	公共交通等のネットワーク化の強化	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワーク構築に向けて、L R Tの導入を踏まえたバス路線の再編を行い、鉄道やL R T、地域内交通等と連携した効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・ 駅東側バス路線再編については、再編後のバス路線の運行ルートや運行本数などの詳細に係る地域住民やＬＲＴ沿線企業との意見交換に加え、自治会回覧やオープンハウスの開催により広く意見聴取を行い、これらの結果を踏まえながらバス事業者と協議・調整を行い、「地域公共交通利便増進実施計画（案）」を作成した。 ・ 駅西側バス路線再編については、駅西側ＬＲＴの検討状況を踏まえながら再編内容の検討を進め、令和４年８月にはＬＲＴの整備区間の公表と合わせて、バス路線再編の考え方を示した。 ・ 地域内交通については、郊外部全地区における地域内交通の運行を支援するとともに、一部の区域で地域内交通を導入している雀宮地区において、地域の運営組織と連携しながら勉強会を行うなど、未導入地区住民の意識醸成を図ることにより、新たに４つの自治会で導入された。 ・ また、市街地部においては、明保地区での令和５年６月の試験運行開始に向けた準備を進めたほか、導入の検討が進んでいる峰地区や細谷・上戸祭地区において、意見交換会やアンケート調査を実施するなど、検討の熟度に応じた支援を行った。 ・ さらに、地域内交通の利便性と運行の効率化を図るため、ICTを活用した「予約・配車システム」の全地区への導入に向けて、準備の整った一部の地区から順次運用を開始した。 ・ ２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、２０３０年度CO2排出削減目標の着実な達成や本市が目指す「電力調達時からの徹底したゼロカーボン化による『公共交通の脱炭素化モデル都市』」の形成を図るため、「宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」を創設した。 ・ 地域内交通の利便性の向上と運行の効率化を図るため、ICTを活用した予約配車システムの実証実験を実施し、検証結果の取りまとめを行った。 ・ 地域内交通について、郊外部全地区において地域内交通を運行し、地域の実情に即した移動手段を確保するとともに、市街地部においては、石井地区で本格運行を開始させたほか、地域内交通の導入を検討する明保地区や峰地区、細谷・上戸祭地区において、勉強会やアンケート調査などを実施した。運行区域の拡大や市街地部への導入など、各地域の特性や意向に応じた支援を行う必要がある。	・ 駅東側バス路線の再編について、引き続き再編後のバス路線の運行ルートや運行本数などの詳細についてバス事業者との最終調整を行い、「地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。 ・ ＬＲＴの開業とあわせた駅東側バス路線再編を円滑に実施できるよう、バス停の新設や車内音声データの修正等の準備を着実に進めるとともに、再編後の公共交通ネットワークについて、地域住民やＬＲＴ沿線企業への丁寧な周知を図る。 ・ 駅西側バス路線の再編について、駅西側ＬＲＴ導入に向けた道路空間の再編や、ＪＲ宇都宮駅などの交通結節点の整備の検討状況、現況のバス利用者の利用実態などを踏まえながら、大通りにおけるバスとＬＲＴとの最適な役割分担について検討を進める。 ・ 地域内交通について、郊外部においては、地域の持続可能な運行を図るため、利用促進策の検討支援や交通事業者との協議・調整など、適切な支援を行うとともに、市街地部については、明保地区において、令和５年６月に試験運行が開始されたことから、本格導入に向け、引き続き、関係機関との調整や地域住民への周知など準備を進めるほか、その他の導入検討を進めている地区に対しては、地域の特性や意向に応じた、きめ細かな伴走型の支援を行う。 ・ また、令和５年８月のLRT開業に合わせ、LRTと地域内交通の乗り継ぎ利便性の向上に向けて、各地区運営組織と連携しながらLRTと地域内交通を接続する新たな運行ルートの設定や停留所等を設置し、地域とともに利用促進に向けた利用体験会や周知活動などを実施していく。 ・ 「地域内交通予約・配車システム」については、全地区への導入に向けて、乗務員への研修や利用者に対する新サービスの説明会の実施やWEB予約の利用の定着を図るため、各地区運営組織と連携しながら、伴走型WEBアプリ登録支援説明会を実施していく。 ・ EVバス等の環境負荷の低減や走行性の向上に資する車両の導入を促進するため、バス事業者やタクシー事業者に「宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」の活用を働きかけていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(2) 自転車を利用しやすいまちづくりの推進	自転車を利用しやすい空間の確保	自転車の利用しやすい空間の構築を目指し、自転車走行空間の整備を実施する。
					レンタサイクルの拡充	レンタサイクルの利便性向上を図るとともにシェアサイクル事業の実現に向けた検討する。
					自転車通勤の促進	出前講座等を活用して企業の自転車通勤の促進を図る。
				(3) 低炭素型モビリティの導入促進	E Vの導入促進【拡充】	EV導入を支援することにより、一般家庭の脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。
					電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	「L R T沿線における低炭素化促進事業」における端末交通の低炭素化策の構築を目指す。
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-3	気候変動への適応策の推進	(1) 気候変動に関する普及啓発	気候変動に関する理解と適応策の実践に向けた情報発信【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進する。
				(2) 気候変動への適応策の推進	局地的な集中豪雨等への対応【拡充】	・豪雨等の被害を最小化するための取組として、市民等の参加を得て水防訓練や土砂災害・全国防災訓練を実施する。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の軽減に向け、河川改修や調整池、雨水幹線の整備、雨水貯留浸透施設設置等を推進する。
					熱中症対策の推進【拡充】	H Pや広報紙等を活用した熱中症予防について周知啓発・注意喚起を実施する。
					農業における気候変動による影響への対応【新規】	県やJ Aをはじめとした関係機関と連携し、高温対策技術等の普及、作期分散や高温耐性品種等の導入支援などに取り組む。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・自転車専用通行帯や矢羽型路面表示などの整備手法を用いて、約6.3 km整備し、全体では令和4年度末までに約65.7 km整備した。	・市道507号線など約7.2 kmを整備していく。
計画どおり	・シェアサイクルの本格導入に向けて、中心市街地でシェアサイクル等の実証実験を実施した	・シェアサイクル等の実証実験を拡充する。 【実施エリア】 ・中心市街地(R4から継続) ・JR宇都宮駅東側LRT沿線(R5～) 【導入台数】 ・電動アシスト自転車100台(R5.8から50台増設) ・電動キックボード60台(R5.8から30台増設)
計画どおり	・出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 ・市HPや健康ポイントアプリ等を活用して自転車の利用促進に向けた周知を行った。	・出前講座の開催や、健康アプリを活用した自転車通勤の促進に係る周知啓発をしていく。
計画どおり	・給電性能を備えたEVについて、軽EVの販売開始より申請数が急増した。 (令和3年度:14件 → 令和4年度:146件)	・給電性能を備えたEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
計画どおり	・端末交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を実施した。	・端末交通のEV化による低炭素化に向け、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。
計画どおり	・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。	・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。
計画どおり	・水防訓練については、消防職員・消防団員により、実災害時に起こりうる状況を想定した訓練を実施し、水防活動体制の充実・強化を図った。 ・「土砂災害・全国防災訓練」については、地域住民、行政、防災関係機関連携のもと、住民避難訓練・情報伝達訓練等を実施し、実効性の高い警戒避難体制の強化や防災意識の向上を図った。 ・浸水被害の軽減に向けて計画的に河川や下水道整備を進めるとともに、公共施設での雨水貯留や田んぼダムの普及促進により河川等への雨水の流出抑制を図った。	・近年、気候変動による局地的豪雨に伴う自然災害が発生している。甚大な被害をもたらす水害に対し、常備消防保有資器材はもちろんのこと、消防団及び関係機関と連携を図りながら、より安全・確実・迅速な活動を計画し、さらには市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図っていく。 ・本市においても、近年、大雨や台風による土砂災害など甚大な被害が発生していることから、土砂災害による市民の生命・財産の保全及び被害の軽減を図るため、「土砂災害・全国防災訓練」を主催し、避難体制の強化と防災意識の向上を図っていく。 ・台風や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課が溢水・浸水箇所の情報を共有化するなど、更に連携を強化して計画的に対策を推進する。
計画どおり	・市民に対する周知として、新たに国体を契機とする民間事業者と連携した熱中症予防啓発ポスターを作成したほか、新型コロナウイルスの感染防止と熱中症予防の両立を図るマスクの適切な使い方に関するポスターを作成し、市有施設等に掲示するとともに、市ホームページ、広報紙等の各種媒体を活用しながらあらゆる機会を通じて啓発したことにより、熱中症予防行動について、市民の理解促進につながった。	・今後は、暑さが到来する前の4月下旬から市民に対する熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行うとともに、引き続き、庁内関係課と連携した普及啓発や職員向け研修会などを実施していく。
計画どおり	・関係機関と連携し、現地調査を行う際などに、農業者への高温対策技術等の周知を図った。	・引き続き、県やJAをはじめとした関係機関との連携により、高温対策技術等の周知を行うとともに、高温耐性品種等の開発状況や農業者のニーズ等を踏まえながら、必要な支援を検討していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-1	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-1	普及啓発の推進	(1) 普及啓発の推進	もったいない運動との連携	市民会議や民間企業と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知する。
					分別強化の推進 【拡充】	様々な機会や場、媒体を活用して、ターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図る。
					環境教育の推進	市民や学校等の各ターゲットに応じた効果的な周知をし、地球温暖化を始めとする環境問題の解決のため、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践につなげていく。
					家庭系生ごみの減量化の推進	排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進する。
					きれいなまちづくりの推進	美化推進重点地区内の巡回指導や路面標示による啓発を実施するとともに情報媒体等を活用した条例の周知啓発を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・各種イベント、HPやSNS等を活用しながら、もったいない運動の取組を発信し、普及啓発を図った。 ・市民・事業者が一体となって取り組めるよう、市民会議委員の主体的な情報発信が必要がある。	・引き続き市民会議や民間企業等と連携し、各委員所属団体、企業が所有する広報媒体を通じ、効果的な情報発信を実施していく。
計画どおり	・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発のほか、紙類やプラスチック製容器包装等の分かりやすい分別方法等の分別動画を配信したことにより、燃えるごみの約1割削減（前年度比）を図った。 ・国際交流プラザ等と連携した外国人向けの情報誌やSNSを活用した周知啓発のほか、不動産管理会社等と連携した共同住宅世帯への周知啓発を図った。 ・家庭系焼却ごみの組成分析調査を実施し、焼却ごみに含まれる資源物の混入状況等を把握に努めた。 ・事故対策委員会の意見を踏まえ、発火性のある廃棄物の混入防止策を検討し、分別の推進を図った。	・分別講習会や市ホームページ、広報紙や動画配信等の様々な機会や媒体を活用したごみ分別に関する周知啓発を実施していく。 ・分別冊子（資源とごみの分け方・出し方）の全戸配布する。 ・不動産管理会社や国際交流プラザ等との連携により、市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人に対するごみの分け方・出し方の周知啓発を強化する。 ・「電池類」のごみステーション収集を実施する。
計画どおり	・市民や学校等への出前講座を通して、環境問題解決のための、行動変容を促すことができた。	・引き続き、出前講座等を通して環境教育の推進を図っていくほか、関係機関との連携を一層強化し、市民や学校等に対し、効果的な事業を行っていく。
計画どおり	・広報紙や市ホームページ、新聞折込チラシ等を活用した生ごみの水切り徹底を周知したほか、水切り器を無料配布したことにより、生ごみの減量化を図った。 ・家庭用生ごみ処理機の補助制度拡充により、件数が増加しており、生ごみの減量化及び資源化を図った。	・様々な機会や場、媒体を活用した、生ごみの水切り徹底を周知する。 ・家庭用生ごみ処理機設置費補助制度の補助上限額の拡充を図る。 ・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信する。
計画どおり	・ごみのポイ捨て防止等を啓発するため、中心市街地の「美化推進重点地区」において、指導員による土日を含めた毎日の巡回指導時に外国語版リーフレットを活用しながら外国人に対して指導を行った。また、劣化している路面標示の計画的な修繕や、オリオンスクエア内の大型映像装置、広報紙や自治会回覧、スマートフォンアプリケーションなどを活用した周知を行った。	・今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、特に居住者として増加している外国人に対しては、より効果的・効率的な周知方法を検討・実施するなど、ごみのないきれいなまちづくりを推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-1	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-2	発生抑制・再使用の推進	(1) 発生抑制の促進	食品ロス削減の推進【新規】	講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進する。
					プラスチックごみの発生抑制の推進【新規】	プラスチックごみ削減の観点からレジ袋の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって、「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を図る。
				(2) 再使用の促進	リユース品の利用促進	リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。
					粗大ごみの再生品販売	粗大ごみをリユース品として新たに活用するなど、市民のリユース品への理解促進を図る。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・フードドライブの通年受付や庁内関係課・事業者と連携したフードドライブの実施により、未利用食品の有効活用を推進した。 ・広報紙や自治会回覧、新聞折込チラシ等を活用するなど、様々な機会や媒体を活用した食品ロスに関する周知啓発により市民・事業者の意識醸成を図った。 ・「もったいない残しま10！運動」協力店やエコショップ等認定店の登録促進により、事業者と連携したの食材の食べ切り・使い切り等を推進した。 ・事業系マニュアルを活用した食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用について周知し意識醸成を図った。	・本庁舎におけるフードドライブの通年受付、庁内関係課・事業者と連携したフードドライブを実施していく。 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発を実施していく。 ・「もったいない残しま10！」運動協力店やエコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報を発信する。 ・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発を行う。
計画どおり	・各種媒体を活用した周知啓発のほか、エコショップ等認定店における過剰包装の抑制やマイバッグ持参のPR等に取り組んだことで容器包装廃棄物の減量化を推進した。 ・“プラスチックとの上手なつきあい方”に関する啓発紙、「プラスチック・スマート通信」を新たに作成し継続的に市職員へ向けて周知啓発を実施し意識醸成に努めた。 ・戸別訪問指導時や食品衛生責任者講習会における、事業者への周知啓発を図った。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の地図機能を活用したエコショップ・エコレストランの効果的な周知啓発を実施したことで、プラスチックごみ削減に対する市民への意識醸成に努めた。	・各種媒体を活用した過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進、「もったいないレジ袋削減運動」の周知啓発を行う。 ・国の3R+リニューアブルの考えに基づく、リニューアブルの新たな視点を含めた市民・事業者への周知啓発の実施をしていく。 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導を行う。 ・プラスチックごみ削減に向けた新たな認定項目に基づくエコショップ等認定店との連携による市民や事業者のプラスチックごみ削減の推進を図る。
計画どおり	・各地区市民センター等と連携したリーフレットの配布などの周知啓発を実施したことで、リユースに対する市民の意識醸成を図った。	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供を行う。 ・事業者と連携した粗大ごみのリユース手法についての情報収集を行う。 ・事業者と連携した粗大ごみなどのリユース手法についての情報収集を行う。
計画どおり	・宇都宮市環境学習センターで実施している家具・自転車の再製品提供事業について、ホームページからの申し込みを開始し、利便性を大きく向上することができた。 ・今後とも市民への周知啓発を実施し、リユース品の活用を促進していく必要がある。	・ホームページでの申し込みを継続するとともに、InstagramなどSNSを活用した情報提供や周知啓発を実施し、リユース品活用の促進を図る。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-2	資源循環利用の推進	2-2-1	資源循環利用の推進	(1) 資源循環利用の推進	拠点回収事業における資源化の推進 【拡充】	清掃工場に持ち込まれた剪定枝を拠点回収し、事業者との連携によりチップ化することで、更なる資源化の拡大を図るとともに、市民配布などによる循環利用を促進する。また、家庭から排出される不用になった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図る。
					公共施設における資源化の推進	市有施設から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに。更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用する。
					新たな資源循環利用の推進	先進自治体や資源化事業者からの情報収集を実施するとともに、組成分析調査の調査結果を踏まえながら新たな資源循環利用の仕組みづくりについて調査研究を進めていく。
2-2	資源循環利用の推進	2-2-2	各主体による資源化の促進	(1) 市民・事業者主体による資源化の推進	リサイクル推進員活動支援の推進	研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。
					エコショップ等の普及促進 【拡充】	3R活動に積極的に取り組む小売店舗、飲食店舗等を「宇都宮市エコショップ」「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化・資源化を図るとともに、ホームページ等を通じて認定店による3R活動の取組内容を市民に広報することにより、市民・事業者の3R行動の実践と定着を図る。
					資源物集団回収の推進	地域における資源物集団回収を通して、地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進していく。
					事業系ごみの減量化・資源化の促進 【拡充】	生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など、事業系ごみの減量化・資源化を促進する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・C P 茂原の火災に伴い4～12月までC P 茂原において剪定枝の受入れを停止したことに伴い、資源化量が減少したため、資源化の推進が鈍化した。 ・食用油、小型家電、インクカートリッジの拠点回収において、様々媒体を活用した周知啓発等により、安定的な回収量の確保を図った。	・剪定枝の拠点回収による資源化量の安定的な確保を図る。 ・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収を推進する。 ・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収を推進する。 ・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業を周知啓発を行う。
計画どおり	・市有地等から発生する剪定枝の資源化の実施および更なる資源化に向けた庁内における周知啓発を行い資源化を推進した。 ・クリーンセンター下田原については、安定した熱エネルギーの有効利用が図られた。 ・クリーンパーク茂原については、令和4年2月のごみピット火災に伴う焼却ごみ処理の停止により、熱エネルギーの供給が停止している。	・市有地から発生する剪定枝の資源化を推進する。 ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた先進事例の情報収集や本市に適した生ごみの資源化手法の検討を行う。 ・クリーンパーク茂原の火災復旧工事を進め、焼却処理を再開し、清掃工場における熱エネルギーの有効活用を引き続き図っていく。
計画どおり	・家庭から排出される焼却ごみの組成分析調査を行い、プラスチック製品の排出状況等を把握し、プラスチック製品の資源化施策検討に活用することができた。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集に努めた。	・環境省の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」へ応募する。 ・プラスチック使用製品廃棄物の資源化事業に係る先進事例の調査研究を行う。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集を行う。
計画どおり	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じた上で研修会を実施するとともに、情報紙や動画配信を活用した情報発信等により、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援を図った。	・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を行う。 ・情報紙「みやくるりん」を発行する。 ・研修会資料の動画を配信する。
計画どおり	・市ホームページやごみ分別アプリを活用したエコショップ等認定制度の周知により、認定店数の増加と、認定店の取組内容の周知を図った。	・市ホームページ等を活用し、認定店における取組内容等を紹介する。 ・認定店との連携による市民や事業者の3R活動や食品ロス削減、プラスチックごみ削減等を推進する。
計画どおり	・新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭回収などの影響により、回収量が減少している状況においても、実施団体を支援し、ごみの減量化・資源化を図った。	・実施団体に対する報償金を交付する。 ・指定回収者に対する補助金を交付する。 ・実施団体の活動強化に向けた効果的な助言を実施する。
計画どおり	・「プラスチック資源循環促進法」に基づく、事業系プラスチックごみ削減に係る周知啓発を行い、プラスチックごみ発生抑制を促進した。 ・市関連施設から排出される事業系生ごみの減量化・資源化に向け、先進事例の調査・研究を進めることができた。 ・事業者の主体的な資源化の取組を促進するため、他自治体の導入事例について最新の情報収集に努めた。 ・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発を図った。 ・事業系マニュアルを活用した「プラスチック資源循環促進法」に基づく特定プラスチック使用製品の削減に向けた周知啓発を実施し意識醸成を図った。	・市関連施設から排出される生ごみの本市に適した資源化手法を検討する。 ・事業系ごみの組成分析調査手法等についての検討する。 ・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発を行う。 ・「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための様々な媒体を活用した周知啓発を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-3	適正な処理の推進	2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	(1) 適正な収集・処分体制の推進	ごみステーションの維持管理への支援	自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。
				(1) 適正な収集・処分体制の推進	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保	作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な処理運搬体制を確保する。また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保する。
					適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。 なお、老朽化が進むクリーンパーク茂原については、長寿命化総合計画を踏まえ、必要な修繕・整備工事の実施によりできる限り施設の長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保するとともに、将来的な施設更新を踏まえた検討を進めていく。
				(2) 適正な処理の推進	事業系ごみの適正処理の推進 【拡充】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組む。
					災害廃棄物の適正処理に向けた対応 【拡充】	災害廃棄物を円滑かつ適正に処理できるよう、災害種別に応じた仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築、各種災害に対応するための手順などを検討する。
		2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止	(1) 適正処理の推進	様々な手法による市民等への適正処理に向けた意識啓発	広報紙やホームページ、自治会回覧など、様々な手法により市民等へ適正処理の意識を啓発し、不法投棄の未然防止を図る。
					廃棄物排出事業者に対する指導 【拡充】	産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する立入調査や指導により、廃棄物の適正処理を推進する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・集合住宅管理者等に対する周知啓発を実施し、ごみステーションの適正管理を図った。 ・市民、集合住宅管理者等に対し、新たに作成した「カラス対策ハンドブック」等により周知啓発を実施し、ごみステーションの適正管理を支援した。 ・GISを活用して、ごみステーションの適正な維持・管理や美化へ支援をしたことにより、ごみステーションの適正管理を図った。	・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施する。 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS（地理情報システム）を活用し実施する。 ・GISを利用したごみステーション情報の管理を図る。
計画どおり	・委託業者に対し年4回研修会を実施し、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を推進した。 ・クリーンパーク茂原稼働停止期間中においては搬入調整を実施し、市内外の処理施設へ効果的・効率的に収集運搬を実施した。 ・ごみ収集運搬業務委託の更新時に効果的効率的な引継ぎ体制がとれるよう、収集時に注意が必要なごみステーションの情報集約を図った。 ・「ふれあい収集事業」の業務の効率化と利用申請者の待機期間の短縮を図るため、利用者管理手続きを簡素化し、効率的な収集体制の確保に努めた。 ・プラスチック資源分別収集を実施した際の収集運搬体制の検証を行うことができた。	・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続を図る。 ・委託事業者更新時の効果的・効率的な引継ぎに向けたごみステーションの情報集約を継続して実施する。 ・「ふれあい収集事業」を適切に実施する。 ・「電池類」を適正に収集運搬できるよう委託事業者へ指導を実施する。 ・環境省の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」の募集を行う。
計画どおり	・クリーンパーク茂原は、ごみピット火災により令和4年2月から焼却ごみ処理を停止し、復旧工事を進めている。なお、クリーンパーク茂原で処理できない焼却ごみは、市内外の処理施設に処理を委託することにより、適正に処理を行うことができています。 ・クリーンパーク茂原長寿命化総合計画を踏まえ、基幹設備等の整備・修繕工事を実施しており、施設の長寿命化を図っている。	・クリーンパーク茂原の火災復旧工事を進めるとともに、火災の再発防止策を講じ、引き続き、適切な施設の維持管理を行っていく。 ・クリーンパーク茂原長寿命化総合計画を踏まえ、計画的な整備・修繕工事を実施し、長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保するとともに、施設更新を踏まえた検討を進めていく。
計画どおり	・大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画） - R3年度訪問対象：大規模事業所150件、中規模事業所61件 - R3年度訪問実績：大規模事業所150件、中規模事業所61件 ・ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案について調査・指導を実施した。（R3調査：98件、指導：32件） ・清掃工場における搬入指導（展開調査）については、コロナ禍における感染拡大防止のため、実施しなかった。	・大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導については、「一般廃棄物処理基本計画」において、取組指標（事業所への戸別訪問指導の実施率100%を維持）として位置付けていることから、今後とも計画的に訪問指導を実施する。 ・今後も、ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案に対する調査・指導を実施し、適正処理を推進していく。
計画どおり	・「災害廃棄物処理対策マニュアル」に、損壊家屋の撤去等の項目を追記し改定することで、一層の実効性を確保することができた。 ・マニュアル及び応援協定に基づく訓練等を庁内関係課や関係団体等を対象に実施し、初動対応期における行動や連携体制の理解を深めるとともに、対応の迅速化・円滑化を推進した。	・職員対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、改定した「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等を実施する。
計画どおり	・ホームページに不法投棄に係る記事を掲載するとともに、R4年6月とR5年3月に広報紙に記事を掲載、R4年9月に自治会回覧を行ったことで、多くの市民等に廃棄物の適正処理意識の啓発を行った。	・今後も様々な手法を活用し、廃棄物の適正処理意識の啓発を図る。
計画どおり	・産業廃棄物処理業者に対しては、特に廃棄物中間処理施設などを中心として立入検査を実施し、廃棄物処理基準の遵守や、契約・マニフェスト等の適正処理について、適切な指導、助言を行った。 ・廃棄物排出事業者については大規模事業所と中規模事業所の戸別訪問指導を計画的に実施した。	・引き続き産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する立入調査や指導を実施することにより、廃棄物の適正処理を推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-3	適正な処理の推進	2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止	(2) 不法投棄の未然防止	不法投棄監視カメラの設置 【拡充】	不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の監視を行う。
					地域住民による監視活動、清掃活動への支援	地域住民による不法投棄監視活動を支援するほか、回収した集積ごみについて、行為者の特定に係る調査を実施するとともに、投棄物を撤去することで、原状回復や拡大防止を図る。
					市内郵便局との連携 【新規】	「包括連携協定」を活用し、不法投棄の早期発見に向け、より速やかに対応できる体制を構築する。
				(3) 不法投棄の拡大防止	不法投棄の速やかな回収・処分	不法投棄の現場を速やかに確認し、早期撤去することで、不法投棄の拡大防止に努めていく。
					不法投棄された土地の速やかな原状回復	自治回覧による周知啓発を行うとともに、通報等に基づく現地調査を速やかに実施し、土地の所有者等に対して適正管理の指導を行う。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・不法投棄多発地点を中心として市内の各所に監視カメラを効果的に配置するとともに、不法投棄の継続した監視を行った。	・引き続き市内の不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の継続した監視を行う。
計画どおり	・地域住民が主体となる清掃活動については、要望があった地域に対し、収集した廃棄物を市が回収することで土地の原状回復を支援するとともに、土地の管理に対しては、不法投棄防止用看板や資材（杭、ロープなど）を配付し、不法投棄の未然防止対策を支援した。	・今後も住民意識の向上を図れるよう、地域住民が主体となる不法投棄監視活動や清掃活動を市が継続的に支援していく。
計画どおり	・市内郵便局からの不法投棄通報件数は0件であった。	・今後も「包括連携協定」を活用し、不法投棄物を早期発見できるよう取り組んでいく。
計画どおり	・不法投棄の現場を速やかに確認し、警告文書を貼付したのち、一定期間経過後、関係課と連携して不法投棄物を速やかに回収・処分した。	・今後も不法投棄の通報等があった時点で迅速に現場を確認し、不法投棄の拡大防止のため速やかな回収・処分を行う。
計画どおり	・土地所有者や管理者の意識啓発に向け、R4年9月に土地の適正管理に係る自治会回覧を行った。 ・私有地に不法投棄された際、不法投棄の拡大防止を図るため、土地所有者や管理者等に投棄物の撤去を指導するとともに、再発防止に向け、土地の適正管理を指導した。	・今後も、不法投棄の未然防止・拡大防止を図るため、土地の所有者等に対する周知啓発や指導を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(1) 自然に親しむきっかけづくり	人と生きもののつながりに関する周知啓発 【拡充】	市有施設や各種イベントなどにおいて実施している自然環境パネル展に加え、ツイッター等のSNSや様々な広報媒体を活用し、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を発信する。
					自然観察会等の実施 【拡充】	自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベントにおける体験型プログラムなどの自然に親しむ活動を、内容の充実を図りながら実施する。
				(2) 学ぶ場の創出	出前講座の実施 【拡充】	次世代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代に対し、生物多様性に興味を持ち、理解を深めることができるプログラムを用意し、学校や地域等のニーズに応じた出前講座を実施する。
					生物多様性に配慮した事業活動へ向けた情報発信 【拡充】	事業者の生物多様性の大切さの理解を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」の配布や、各事業者に合った取組事例の紹介を実施する。
					環境学習センターと連携した環境学習機会の提供 【拡充】	あらゆる世代を対象とし、環境学習の拠点である環境学習センターを中核とした様々な場において、多様な主体と連携し、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施する。
					学校における意識の醸成 【拡充】	未来を担う子どもたちの、生物多様性の大切さについての理解を促進するため、補助教材を作成し、活用する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・パネル展・広報紙・市ホームページ・X（旧Twitter）等による情報発信を行った。 ・引き続き、生物多様性の認知度向上に向け、より効果的な周知啓発を実施していく必要がある。	・生物多様性の認知度向上のため、パネル展・広報紙・ツイッター等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信していく。
計画どおり	・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、いくつかのイベントは中止となったが、開催したイベントにおいては、参加者からの好評を得た。 ・引き続き、自然に親しみきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各種イベントの参加者数等の回復が見込まれることから、適切な感染防止策を講じながら、引き続き、自然とふれあう体験型プログラムを充実させていく。
計画どおり	・主に小学校低学年以下を対象として、出前講座を4回（26名）実施することができ、生物多様性に興味を持ち・理解を深める機会を提供することができた。 ・引き続き、生物多様性に関する世代に応じた理解促進を図るため、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、講座開催数や参加者数の回復が見込まれることから、適切な感染防止策を講じながら、引き続き、子どもたちをはじめ幅広い世代を対象に出前講座を実施していくとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場を提供していく。
計画どおり	・平出工業団地の講習会にて、環境省作成の「生物多様性民間参画ガイドライン」を配付し、生物多様性に配慮した事業活動について周知啓発した。また、事業者の取組事例について、市ホームページ上に紹介ページを作成し、2事例を掲載した。 ・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動に関する事業者の理解促進を図るため、効果的な情報発信をしていく必要がある。	・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動の促進に向けて、事業者の「生物多様性民間参画ガイドライン」を配付していくとともに、事業者の先進的な取組事例について、情報収集・発信をしていく。
計画どおり	・環境学習センターにおける生物多様性分野の講座や各種イベントについては、新型コロナウイルス感染拡大や使用施設の改修工事等に伴い一部中止になったものの、適切な感染防止策を講じながら実施することができた。 ・引き続き、感染対策を講じながら生物多様性の大切さについての理解促進の場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、講座や各種イベントの参加者数等の回復が見込まれることから、適切な感染防止策を講じながら、引き続き、環境学習センターと連携して自然観察会等の身近でわかりやすい講座を実施していく。
計画どおり	・「緑の基本計画」に基づく取組や緑の役割について、分かりやすく伝えるため、緑化に関する補助教材「みどりはともだち」を小学校(3年生)を対象に配布し、緑や自然環境に対する普及啓発を図った。各学校の状況に合わせて、授業等で活用されているが、更なる活用に向け、配布対象学年に応じた内容の見直し等を検討する必要がある。 ・「宇都宮学」の学習単元「宇都宮の生きもの」における学習を通して、生物多様性の大切さについての理解促進を図った。総合訪問や要請訪問で指導助言を行い、引き続き授業の充実を図る必要がある。	・今後、第3次緑の基本計画や、小学校の授業との関連性等を踏まえ、より活用しやすい教材となるよう、内容の見直しを図り、普及啓発の充実に取り組んでいく。 ・引き続き、「宇都宮の生きもの」の授業における実践事例を収集し、各学校に紹介するなど、授業の充実を図ることで、生物多様性の大切さについての理解を促進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(3) 活動へつなげる支援	環境リーダー等の人材育成	環境学習講座等々の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図る。
					「こどもエコクラブ」の育成	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図る。
					うつのみや生きものつながり活性化事業の推進 【新規】	地域特性に応じた里地里山の保全活動などに関するノウハウやフィールドを持つ市民団体と環境保全活動を通じた社会貢献に意欲を示す事業者を結びつけ、生物多様性保全活動の活性化を図る。
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1) 生きものとその生息・生育環境の保全	自然環境基礎調査の実施・活用 【拡充】	地域特性ごとの自然環境の現況や経年変化を確認するとともに、貴重な生きものや在来の生態系に影響を及ぼす生きものなどの状況を把握し、生物多様性の保全に向けて活用する。
					自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催	周辺環境に与える影響が大きいと考えられる本市の公共事業を実施するにあたり、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷低減を図ることを目的とした会議を開催する。
					自然環境保全地域等の監視活動 【拡充】	県の「自然環境の保全及び緑化に関する条例」で指定される自然環境保全地域等をはじめとした重要な地域について、盗掘等の防止対策として定期的な監視活動を実施する。
					里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化	(公財) グリーントラストうつのみやとの連携による緑地保全活動や緑の普及啓発に取り組むとともに、企業による樹林地の維持管理・育成への取組を支援するなど、協働による管理・育成に努める。
					周辺環境と調和した多自然川づくりの推進	自然環境に配慮した河川整備に取り組むとともに、良好な河川環境を保全するため、市民協働による河川愛護活動の取組を推進する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない運動等の講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。	・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。
計画どおり	・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊のメンバーは常に満員であり、新規募集を停止するほど盛況となっている。	・引き続き仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
計画より遅れ	・マッチングによる保全活動が6回開催（のべ186人参加）されたが、支援を求める市民団体の登録はあるものの、それらへの人的・物的支援を希望する事業者からの応募はなかったため、本事業によりマッチングした活動団体は1組にとどまっている。 ・引き続き、事業の周知に努めるとともに、人員不足・活動費不足といった自然環境保全団体の課題に対応するため、市民団体が求める支援と事業者が提供できるリソースを把握し、双方の意向等を適切に調整することで効果的なマッチングへとつなげ、生物多様性保全活動の活性化を図る。	・人員不足・活動費不足といった自然環境保全団体の課題に対応するため、市民団体が求める支援と事業者が提供できるリソースを把握し、双方の意向等を適切に調整することで効果的なマッチングへとつなげ、生物多様性保全活動の活性化を図る。
計画どおり	・令和5・6年度の自然環境基礎調査の実施に向け、実施方針策定や事業者選定準備等を行った。 ・自然環境の現況・経年変化の把握や、生物多様性保全に関する施策事業の企画立案に向け、速やかに事業者選定を行い、着実に調査を実施する必要がある。	・国等の動向や自然環境専門家等の意見を踏まえるとともに、関係課等との調整を図りながら、令和5・6年度に自然環境基礎調査を実施し、本市の生物多様性を次世代へとつなげていくため、本市の実情に応じた生物多様性保全の施策案を検討していく。
計画どおり	・全2回のアドバイザー会議を開催し、定期的なモニタリングの継続など、事業実施課において専門家からのアドバイスを事業手法に反映した。 ・引き続き、公共事業による自然環境への負荷低減について有効なアドバイスを受けられるよう、適切に当該会議を運営していく必要がある。	・引き続き、公共事業に係る自然環境への負荷低減を図るため、事業の進捗状況に合せて、適宜、アドバイザー会議を開催していく。
計画どおり	・自然環境保全地域（鬼怒川中流域）、緑地環境保全地域（羽黒山、長岡）、重要配慮地域（鶴田沼周辺ほか11か所）について、定期的に監視活動を実施した。 ・引き続き、自然環境保全地域等の自然環境が確保されるよう、効果的な監視活動を実施していく必要がある。	・今後も自然環境の保全や生物多様性の確保のために、自然環境保全地域等についてチェックポイントなどを定め、定期的かつ効果的に監視活動を実施していく。
計画どおり	・（公財）グリーントラストうつのみやと連携し、計画的かつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組むとともに、各種広報媒体を活用した事業のPRや周知啓発動画の放映により緑の普及啓発に取り組んだ。 ・（公財）グリーントラストうつのみやと企業との協定に基づく緑地保全活動を支援し、樹林地の維持管理に取り組んだ。	・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑や良好な樹林地として保全していくため、適宜、（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、各樹林地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。 ・企業が樹林地の維持管理・育成に取り組める機会を創出する等、協働による管理・育成の仕組みを充実させる。
計画どおり	・生物の生息環境や多様な景観を保全しながら、治水対策と両立させた河川整備に取り組んだ。 ・河川愛護グループに補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援した。 ・市主催の「川の日クリーン作戦」や河川愛護会が主催する「自然観察会」などの多自然川づくりのイベント開催を支援し、市民の河川環境保全意識の醸成を図った。	・自然環境に配慮した河川整備を推進する。 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1) 生きものとその生息・生育環境の保全	森林施業の推進 【拡充】	市有林においては市森林整備計画に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組む。
					農村の自然環境・景観の保全	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施する。
					都市緑地の保全・活用 【拡充】	・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していきます。また、鶴田沼緑地において、市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、引き続き未取得用地の計画的な取得に努める。
					文化財の保存・活用	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいく。
					天然記念物の保全	樹勢回復が必要な天然記念物支援のため補助金を交付することや、市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を実施する。
		3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(2) 生きものとその生息・生育環境の変化への対応	外来種に関する周知啓発 【拡充】	外来種の持ち込みや野外放逐等の抑制を図るため、市有施設等におけるパネル展示等を実施し、各地域における外来種の影響についての周知啓発を実施する。
					外来種防除活動の実施・支援 【拡充】	在来種に悪影響を及ぼす外来種の駆除活動を実施するとともに、様々な活動を行う団体等について、その活動を広く周知するなど、市民等への情報発信等による支援を実施する。 また、本市への侵入が懸念されるクビアカツヤカミキリについて監視を強化していく。
					気候変動による生きものへの影響の調査研究・活用 【拡充】	気候変動が及ぼす本市に生息・生育している生きものへの影響について調査し、把握するとともに自然環境の保全に活用する。
					気候変動への適応策に関する理解促進に向けた情報発信 【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」（５か年計画）に基づき、森林整備を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、施業量を増加させる方策として、民間事業者の人材育成・確保や経営基盤を強化する支援策の検討を行った。	・市有林について、計画期間内での適切な市有林施業を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用して民間事業者による民有林整備を補助支援するとともに、新たに創設した民間事業者の経営基盤強化支援策を効果的に活用して民有林整備の施業量の拡大に取り組んでいく。また、森林整備の推進にあたり、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
計画どおり	・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。	・引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織を支援していく。
計画どおり	・公有地化した緑地について計画的・効果的な維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地の未取得用地を取得した。 ・（公財）グリーントラストうつのみやと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。	・公有地化したままとりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していく。引き続き、鶴田沼緑地において、市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、未取得用地の計画的な取得に努めていく。 ・本市の天然記念物である「鶴田沼緑地のハッチョウトンボ」などの希少な生物が激減するなど、鶴田沼緑地の環境に変化の兆候が見られていることから、環境保全に係る現況把握に向けて専門的調査を行う必要がある。
計画どおり	・令和４年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んだ。	・令和５年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、令和４年度と同様の取組を継続的に実施していく。
計画どおり	・令和４年度は、樹勢回復が必要な天然記念物の調査を行いました。市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を行いました。	・令和４年度は樹勢回復が必要な天然記念物の樹勢回復事業を実施するほか、令和３年度と同様の取組を継続的に実施していく。
計画どおり	・広報紙、ホームページ、講座、パンフレット、図書館等でのパネル展示や標本展示による周知啓発を実施した。 ・外来種の影響に関する認知度については、令和７年度の目標である９０％の達成に向け、引き続き、認知度の向上に結びつく効果的な周知啓発を実施する必要がある。	・引き続き、各種媒体・機会を活用し、市民に向けた外来種に関する正確な情報の発信をするともに、外来種の影響に関する認知度の向上に結びつく、より効果的な内容となるようを検討を行っていく。
計画どおり	・市民からの連絡体制の強化を図るため、市民通報システム「宮ココ」を活用した特定外来生物に関する情報収集について、令和５年度からの運用開始に向け準備等を行った。 ・県南部において被害が拡大し令和４年７月に本市において初めて被害が確認された特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、県や庁内他課と連携した緊急調査を実施した。 ・効率的かつ効果的な外来種防除対策を実施するため、栃木県外来種被害対策協議会等と連携して対策に取り組む必要がある。	・外来種による被害拡大を防止するため、市民に向けた正確な情報の発信や、電話・メール・「宮ココ」等による通報受付から現地調査、駆除など、国・県と連携して迅速に対応していく。 ・クビアカツヤカミキリについて、県内関係機関と一層連携して同種の防除対策に取り組むため、県の防除方針に基づき被害拡大防止計画を作成するとともに、市有施設を対象として設置した監視ポイントについて、引き続き、定期的に樹木を点検することによる監視を実施していく。
計画どおり	・気候変動が及ぼす生きものへの影響把握が行えるよう、令和５・６年度の自然環境基礎調査の実施に向け、実施方針策定や事業者選定準備等を行った。 ・自然環境の現況・経年変化の把握や、生物多様性保全に関する施策事業の企画立案に向け、速やかに事業者選定を行い、着実に調査を実施する必要がある。	・国等の動向や自然環境専門家等の意見を踏まえるとともに、関係課等との調整を図りながら、令和５・６年度に自然環境基礎調査を実施し、本市の生物多様性を次世代へとつなげていくため、本市の実情に応じた生物多様性保全の施策案を検討していく。
計画どおり	・気候変動への「適応」について、市ＨＰや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	(1) 農地や里山・樹林地の保全と活用	優良農地の確保・保全	農用地区域における無秩序な開発を抑制するとともに、農業振興地域整備計画の適正管理を図る。
					森林施業の推進 【拡充】 (再掲)	市有林においては市森林整備計画に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組む。
					農地・農業用水等の保全の推進 【拡充】	多面的機能支払交付金事業を活用した活動費の支援や地域で活動する認定組織の支援を推進する。
					遊休農地等の有効利用の促進	遊休農地等の有効利用の促進するため、遊休農地を借り受けて耕作しようとする農業者等に対し、遊休農地の再生作業に係る費用の一部を交付する。
					地域特性を活用したエコツーリズム等の検討・実施	都市と農村の交流促進や、地域活性化を図るため、事業を実施する団体への支援を実施する。
				(2) 環境にやさしい農林業の促進	農村の自然環境・景観の保全 (再掲)	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施する。
					環境にやさしい営農活動の普及促進	有機農業などに取り組む農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金により必要な支援を行ない、環境にやさしい営農活動の普及に取り組む。
					地産地消の推進	地場農産物・販売店等マッチング事業による宇都宮市産農産物の活用などにより、地産地消の普及啓発と宇都宮市農産物の消費拡大に取り組む。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・農用地区域に係る問合せに迅速かつ適切に対応するとともに、農用地区域からの除外について、法に基づき適正に審査し、計画変更に係る手続きを行った。 ・農業振興地域整備計画の改定に向け、農業生産基盤や土地利用の現況・見通しなどの基礎調査を実施した。	・令和6年度の農業振興地域整備計画の改定に向け、基礎調査を実施するなど、NCCのまちづくりと連携しながら、引き続き農用地区域を適正に管理していく。
計画どおり	・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」（5か年計画）に基づき、森林整備を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、施業量を増加させる方策として、民間事業者の人材育成・確保や経営基盤を強化する支援策の検討を行った。	・市有林について、計画期間内での適切な市有林施業を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用して民間事業者による民有林整備を補助支援するとともに、新たに創設した民間事業者の経営基盤強化支援策を効果的に活用して民有林整備の施業量の拡大に取り組んでいく。また、森林整備の推進にあたり、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
計画どおり	・62活動組織が農地・水環境の保全活動を実施した。本市の農地・農業用施設を適正に管理するため、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動のエリア拡大が必要がある。 ・活動組織の活動の継続や活動面積の拡大、新規組織の立ち上げを促進していくため、令和5年3月に事務作業を一括して行う広域活動組織を設立した。（18組織加入予定）	・多面的機能支払交付金制度について、個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、本市の現状や課題等を示しながら、既存組織に対しては、活動の継続や活動面積の拡大、組織活動を行っていない地域に対しては、新規組織の立ち上げを促進していく。 ・また、新たに立ち上げた広域活動組織の事務局運営を支援するとともに、広域活動組織への未加入組織に対しても、個別説明等の機会を捉え、加入のメリット等を説明し、加入促進を図っていく。
計画どおり	・本事業の活用により、2.1haの遊休農地の解消が進んだことから、遊休農地解消の支援策について継続する必要がある。	・農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら荒廃農地の早期発見に努めるとともに、本事業について周知し、荒廃農地の更なる解消を図っていく。
計画どおり	・新型コロナウイルス感染症の影響による事業機会の減少により、補助実績はなかった。 ・しかしながら、農とのふれあい交流事業は、地域の活性化や都市と農村の多様な交流を推進する上で有効な機会であり、引き続き本市の農資源を活用した交流事業を実施する地域団体等を支援する必要があることから、補助制度の利用につながるよう周知の強化に努めていく。	・今後は、市外からの観光客や市民を含む都市住民に対し、農業や収穫などの体験をしてもらうことで、都市と農村の交流や農村地域の活性化が図られることから、引き続き、当事業の周知に努めるとともに、農作業体験等のふれあい交流事業を実施する団体を支援していく。
計画どおり	・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。	・引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織を支援していく。
計画どおり	・有機農業などの環境保全型農業に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金による支援を実施するとともに、化学肥料から有機質肥料に置き換える実証栽培を実施するなど、環境にやさしい営農活動の普及促進とグリーン農業の推進を図った。取組の更なる拡大を図るため、支援を継続するとともに、支援内容の周知を広く行う必要がある。	・環境保全に効果の高い営農活動の拡大を図るため、引き続き、環境保全型農業直接支払交付金による支援や実証栽培を実施するとともに、様々な機会を通じて支援内容の周知を図っていく。
計画どおり	・地産地消推進店の認定や地場農産物・販売店等マッチング事業、地産地消推進店を活用したキャンペーン、飲食店フェアなど、地産地消推進に向けた取り組みを積極的に実施し、宇都宮産農産物の消費喚起を図った。その一方で、マッチング成立の増加に向けた効果的な取り組みを実施する必要がある。	・農業者と実需者のニーズを踏まえたマッチングを的確に行うとともに、宇都宮市産米の消費拡大に向けたマッチングや学校給食のさらなる地産地消の推進に向け学校と生産者のマッチングを行うなど、引き続き、宇都宮市産農産物の消費喚起や地産地消に向けた取り組みを積極的に実施していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-2	都市の緑の保全と創出	(1) 市民主体の緑化運動の推進	里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化(再掲)	(公財) グリーントラストうつのみやとの連携による緑地保全活動や緑の普及啓発に取り組むとともに、企業による樹林地の維持管理・育成への取組を支援するなど、協働による管理・育成に努める。
				(2) 都市拠点における緑化推進	中心市街地の緑化推進【拡充】	・中心市街地を中心に、市街地再開発事業などと連携しながら緑化の推進を図る。また、公共用地や民有空き地等での緑あふれる空間づくりを推進する。
					市街地の農地等の保全・活用	「第3次都市計画マスタープラン」や「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた制度運用の検討を進めていく。
					都市緑地の保全・活用【拡充】(再掲)	・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、(公財) グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していく。また、鶴田沼緑地において、市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、引き続き未取得用地の計画的な取得に努める。
				(3) 緑と憩いの拠点づくり	身近な生活圏の公園整備	地域の特性に対応した個性ある公園整備を実施する。
					拠点公園の整備・活用	水上公園の新たな利活用に向け、地域ニーズを踏まえた特色ある公園整備を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・（公財）グリーントラストうつのみやと連携し、計画的かつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組むとともに、各種広報媒体を活用した事業のPRや周知啓発動画の放映により緑の普及啓発に取り組んだ。 ・（公財）グリーントラストうつのみやと企業との協定に基づく緑地保全活動を支援し、樹林地の維持管理に取り組んだ。	・都市緑地として公有地化したままとりのある緑や良好な樹林地として保全していくため、適宜、（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、各樹林地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。 ・企業が樹林地の維持管理・育成に取り組める機会を創出する等、協働による管理・育成の仕組みを充実させる。
計画どおり	・国体開催に合わせ、地域の小学生や所管部署と連携した修景効果の高い花壇の設置等に加え、市内の高校生や緑化ボランティアと連携した駅前緑化などに取り組み、中心市街地により華やかな緑空間を創出することができた。	・緑化に対する市民意識の高揚と、市民主体による効果的な緑化活動を促進していくため、各種緑化事業がより効果的で効率的な事業となるよう、事業者等への働きかけも含め、検討を行う。また、人々が集い交流することができる緑空間の創出に向けた各種緑化制度の活用等について検討を行う。
計画どおり	・都市農地の保全・活用に向けて、生産緑地地区の運用を開始し、令和4年度における生産緑地地区の指定件数は4件、面積は1.14haとなった。 ・広報紙やHPへの掲載、JAと共催の説明会などを行いながら、さらなる制度の周知を図った。	・庁内関係課やJAと連携を図りながら、生産緑地地区の都市計画決定を行う。 ・令和4年度末において、市街化区域内に農地を所有している方等を対象に、JAと連携して実施したアンケート調査の結果を分析し、今後の運用を検討していく。
計画どおり	・公有地化した緑地について計画的・効果的な維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地の未取得用地を取得した。 ・（公財）グリーントラストうつのみやと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。	・公有地化したままとりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していく。引き続き、鶴田沼緑地において、市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、未取得用地の計画的な取得に努めていく。 ・本市の天然記念物である「鶴田沼緑地のハッチョウトンボ」などの希少な生物が激減するなど、鶴田沼緑地の環境に変化の兆候が見られていることから、環境保全に係る現況把握に向けて専門的調査を行う必要がある。
計画どおり	・令和4年度は、地域の要望等を踏まえ、子ども向け遊具や健康遊具、四阿などを計画通り設置した。	・引き続き、ワークショップなどにより地域ニーズを捉えながら、地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。また、地元要望の四阿や遊具増設などは、必要性や優先度などを整理しながら、計画的な整備に取り組む。地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。
計画どおり	・令和2年度に発注した本体工事が完了し、令和3年8月に供用を開始した。	—

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-3	水資源の確保	(1) 水を大切にする意識の醸成	水循環に関する教育の推進	セミナーの実施等により水循環に関する教育の推進を図る。
					上下水道に関する普及啓発 【拡充】	広報紙の発行をはじめ、イベントの開催やイベント時の普及啓発用グッズの提供等により普及啓発を図る。
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-3	水資源の確保	(2) 既存水源等の保持	水質保全に関する要望活動の実施	水質活動に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。
					水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼	水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼を行い、既存水源等の保持に取り組む。
					かんがい排水施設の整備等の推進	農業用水の合理的・安定的な確保を図るための事業を実施する。
				(3) 水の適正かつ有効な循環の促進	民有地への雨水貯留・浸透施設の設置促進	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置費補助制度について、市民や事業者の皆様の理解・普及促進を図るため、多様なPR・周知活動を実施する。
					道路における雨水浸透舗装の整備	雨水地下水浸透を促進し地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
コロナの影響による変更	・「お届けセミナー」については、小学校等に訪問する「出前形式」に加え、ＩＣＴの利用促進やコロナ対策の一環として令和３年度より導入した「オンライン形式」を継続し、子供たちがタブレット端末を使ってクイズに参加できる内容や、浄水場・水再生センター職員と中継をつなぎ質疑応答を行うなどオンラインならではの講座内容としたことで好評を得たところである。（出前形式：１６校、オンライン形式：２１校） ・「サマーセミナー」については、新型コロナウイルスの影響を受け、実施中止としたが、セミナーで行う予定だったカリキュラムや実験の方法等を、ホームページに掲載することで、家庭でも上下水道の仕組みや水に関する実験を行うことができるようにした。	・「お届けセミナー」については、学校においてオンライン授業の環境づくりが進む中、更なるICTの活用を図り、引き続きオンライン形式のセミナーを行うとともに児童が上下水道に対する興味・関心を深めるきっかけとなるよう、講座内容の充実を図る。 ・「サマーセミナー」については、おいしい水道水のPRや上下水道事業への理解・関心が高まるよう、引き続き、新型コロナウイルスの状況を考慮しながら、事業実施する。
コロナの影響による変更	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催中止となったイベントがある中、上下水道事業に関する情報発信媒体である「広報紙」については、写真やイラストを効果的に活用することで、上下水道事業に対する更なる理解促進を図った。 ・おいしい水道水をPRするため、新たなPR動画の作成や、給水スポットの設置を行い、それらを広報紙・HPのほか上下水道局公式X（旧twitter）やYouTube等SNSにおいても配信することにより、広く周知を図ることができた。	・本市上下水道事業への理解促進に向け、引き続き、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用しながら、積極的な周知・啓発に取り組む。
計画どおり	・令和４年度は、７月に「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」において、厚生労働省や環境省等の関係機関に対し、危機管理対策の充実や化学物質の規制強化など水道水源の水質保全対策の推進等に関する要望活動を実施した。 ・既存水源等を保持するためには、同協議会等と連携しながら、関係機関に要望していくなど、継続的な取り組みが必要がある。	・引き続き、同協議会等、関連する流域と連携を図り、関係機関に対して、水質保全に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。
計画どおり	・令和４年度も昨年度に引き続き、水源涵養活動として、各水道委員会及び水源協力会との協定に基づき、定期的に除草や清掃等の水源涵養活動を実施した。また、水質保全活動として、取水地点上流域の住民等へ、油流出防止や異常水発見時の報告を求めるチラシの配布を行ったり、地元の水源協力会と協力し地下水に影響を与えるような採石の防止を図った。 ・既存水源等を保持していくためには、水源や上流域の地域住民等と協働していくなど、継続的な取り組みが必要がある。	・引き続き、水源や上流域の地域住民等と協働し、水源涵養活動・水質保全活動を行い、既存水源等の保持に取り組む。
計画どおり	・土地改良区等が所有する用排水路の適切な維持管理のために必要な、修繕・更新等の整備に要する費用の一部を支援した。	・引き続き、土地改良区等が所有する用排水路の適切な維持管理のために必要な整備を支援していく。
計画どおり	・市広報誌や局広報紙への記事掲載、自治会やまち懇でのパンフレット配布、イベント出店等でのPR活動などによる、雨水浸透・貯留施設設置費補助制度の普及啓発を行った。 ・PR周知活動により、制度の認識は広がってきているが、雨水活用や浸水被害軽減への市民理解と意識の変化を促しながら、設置を促進していく必要がある。	・今後も、PR・周知活動を継続的に行うことで更なる設置促進を図るとともに、市民に対し「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を図っていく。
計画どおり	・都市計画道路整備事業及び都市部での道路改良事業において、歩道の透水性舗装を実施している。	・今後も、雨水地下水浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-4	河川環境の保全と創出	(1) 水辺に親しめる空間の創出	周辺環境と調和した多自然川づくりの推進(再掲)	自然環境に配慮した河川整備に取り組むとともに、良好な河川環境を保全するため、市民協働による河川愛護の取組を推進する。(再掲)
					まちづくりと併せた河川・緑地等の一体的な保全と活用	・「第3次都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市における貴重な緑空間の保全・創出などに向けた都市計画制度等の運用を行う。
				(2) 治水対策・河川機能の保全	河川整備の推進	「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の早期解消に向け、市管理河川(都市基盤河川、準用河川、普通河川)の整備を推進する。
					河川維持管理の実施	河川区域内における除草や害虫駆除の実施などにより、河川機能の適正な保全を進めていく。
		3-2-5	良好な景観の保全と創出	(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用	大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進	大谷の景観の普及活動を進めていくとともに重要文化的景観選定に向けた取組を実施する。
					文化財の保存・活用(再掲)	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいく。
				(2) 景観形成の総合的な推進	景観計画を活用した景観づくりの推進	・本市ならではの景観を保全・活用・創出し、地域特性に応じた魅力ある街なみを形成する。
					景観に関する意識の啓発【拡充】	景観に関する市民意識向上を図るため、関係団体と連携・協力しながら出前講座等により周知・啓発に取り組んでいく。
					屋外広告物の規制誘導	業界団体等と連携し、屋外広告物制度の周知及び屋外広告物の安全点検、安全管理に係る周知啓発に取り組んでいく。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・生物の生息環境や多様な景観を保全しながら、治水対策と両立させた河川整備に取り組んだ。 ・河川愛護グループに補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援した。 ・市主催の「川の日クリーン作戦」や河川愛護会が主催する「自然観察会」などの多自然川づくりのイベント開催を支援し、市民の河川環境保全意識の醸成を図った。	・自然環境に配慮した河川整備を推進する。 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実にに向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。
計画どおり	・緑地協定制度等の周知啓発に取り組み、公共空間や宅地内の緑化推進に努めた。 ・市街化調整区域の地区計画による宅地開発において、自然環境と調和した緑豊かな住宅地とするため、地区整備計画の垣・柵の制限について生垣を推奨しており、計画策定において事業者にも助言している。	・緑豊かな都市空間の確保・居住環境の形成に向け、各種緑化制度を活用した宅地内等の緑化の推進や、都市緑地等の保全を引き続き実施する。 ・引き続き、垣・柵の制限について事業者にも助言していく。
計画どおり	・市管理河川（都市基盤河川、準用河川、普通河川）において、浸水被害の解消に向け計画的に河川整備を進めた。	・河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、地域住民や地権者の理解促進を図りながら、計画的に河川整備を推進する。
計画どおり	・河川区域内の除草や害虫駆除を計画的に行い河川環境の保全に努めるとともに、河川本来の流下能力を発揮できるよう、護岸修繕や堆積土砂の浚渫を実施するなど、適切な維持管理を行った。	・河川の溢水や氾濫を防止し、適正な河川流水機能を確保するため、護岸の修繕や浚渫などを行うとともに、河川区域内の除草や害虫駆除等を計画的に実施することで、河川環境の保全を図り、適正な維持管理を行っていく。
計画どおり	・令和4年度は、重要な構成要素の権利者の合意取得や、大谷の文化的景観の普及啓発講演会を行った。	・令和5年度は、大谷地域の重要文化的景観の選定申出に向け、重要な構成要素の権利者の同意に向けた協議や、選定申出に向けた関係各課との協議を進めていく。
計画どおり	・令和4年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んだ。	・令和5年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、令和4年度と同様の取組を継続的に実施していく。
計画どおり	・L R T沿線（駅周辺区間）及び釜川周辺地区においては、景観づくり推進協議会を開催し、景観形成重点地区指定等に向けた、地元関係者等との意見交換や、景観形成に対する検討を実施することができた。 ・広報紙やHPの他、自治会回覧や個別訪問による周知を実施したことで、地域特性を生かした魅力ある都市景観づくりに向けた景観整備や大谷石建築物の修繕等に対する支援を実施することができた。	・L R T沿線（駅東口・駅周辺区間）、釜川周辺地区などにおいて、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観の形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動について地元理解の促進に取り組む。 ・重点地区等の指定を目指す団体との連携を図りながら、景観づくり活動の内容などの検討を行うほか、重点地区指定済みの地域については、宇都宮市魅力ある都市景観づくり整備費補助金の周知や景観アドバイザーを活用した修景等への助言を行うなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に向けた支援に取り組んでいく。 ・大谷石建築物の修繕やライトアップなどの支援制度の活用事例について、更なる情報発信を実施するなど、本市ならではの魅力ある景観形成に向け、大谷石建築物の保全・活用の推進に取り組んでいく。
計画どおり	・うつのみや百景ツアーについては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、参加者数の制限やソーシャルディスタンスに配慮しながら徒歩ツアーやバスツアーを適宜開催し、市民が直接景観を感じる機会をつくることにより、景観に対する意識の高揚を図ることができた。 ・パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民協働による景観づくりに向けた市民参加型の啓発活動を行うことができた。	・今後も、より多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、SNS等を活用した情報発信の充実や、関係団体との連携による、うつのみや百景の推奨回遊ルート of 公開など、啓発事業の強化に取り組んでいく。
計画どおり	・広報紙やホームページ等への掲載により、制度の周知及び安全管理に取り組んだ。 ・宇都宮駅東口地区（景観形成重点地区）の屋外広告物の実態調査を実施し、実態の把握とともに是正指導に取り組んだ。	・今後も、引き続き、制度及び安全管理の周知に努めるとともに、広告組合との連携を強化し、優良広告物の誘導を図る。 ・令和5年度はL R T沿線等の実態調査を実施し、実態の把握、是正指導を行っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
4-1	環境調査、監視等の充実	4-1-1	大気汚染状況の監視	(1) 大気汚染の常時監視	大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。
				(2) 光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグに関する常時監視や注意喚起のほか、光化学スモッグ注意報が発令された場合における適切な周知を行う。
		4-1-2	水質汚濁状況の監視	(1) 河川・地下水の水質監視	河川・地下水の水質監視	水質汚濁防止法や「栃木県水質測定計画」に基づき、市域の河川地下水の水質監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。
				(2) 異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故や地下水汚染による被害を防止する。
		4-1-3	騒音振動の調査	(1) 自動車・新幹線騒音等の調査	自動車・新幹線騒音等の監視	騒音規制法等に基づき自動車騒音、東北新幹線騒音・振動及び航空機騒音に係る調査を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに周辺住民の良好な生活環境確保のため要望活動を実施する。
		4-1-4	放射線や化学物質の調査	(1) 放射線量や化学物質調査の実施	放射線量や化学物質調査の実施	放射線量の調査を実施する。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン類の監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。
4-2	発生源対策の充実	4-2-1	工場・事業場の監視・指導	(1) ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導	ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づき、規制対象施設に係る届出の適切な審査や当該工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施する。
				(2) アスベスト飛散防止対策の推進	アスベスト飛散防止対策の推進 【拡充】	改正大気汚染防止法に基づき、アスベストの飛散・ばく露防止の推進を図るため、特定粉じん排出作業を含む解体等工事に係る届出の適切な審査や当該工事への立入検査・指導などを実施する。
				(3) 土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染対策法に基づく届出の適切な審査や、土壌汚染が判明した土地の監視や当該土地所有者等への適切な指導を実施する。
				(4) 公害苦情等に係る相談対応の実施	公害苦情等に係る相談対応の実施	市民から寄せられる公害苦情等に係る相談に適切に対応する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM_{2.5}など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気環境は良好に保全されているが、大気環境の維持向上のため、引き続き大気汚染の状況を適切に把握する必要がある。	・大気汚染常時監視体制を適宜見直すとともに、測定機器等については適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により測定値の信頼性を確保しながら、大気汚染の適切な状況把握を行っていく。
計画どおり	・光化学スモッグについて適切な監視や市の広報紙による注意喚起を行った。また、令和4年度は、7月に光化学スモッグ注意報が発令され、ホームページ等で周知を行った。引き続き、光化学スモッグの適切な監視と、注意報発令時の迅速な周知等が必要である。	・光化学オキシダントやその関連物質の常時監視を重点的に行っていく。また、関係機関と連携し、適切かつ迅速な周知等を行っていく。
計画どおり	・水質汚濁防止法に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。 ・河川・地下水の水質を適切に把握するため、発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定値の信頼性を確保して	・発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定結果の精度を確保しながら、引き続き河川・地下水の水質の適切な状況把握を行っていく。
計画どおり	・河川への油類流出等、異常水質事故が3件発生したが、すべて適切に対応した。 ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を	・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を継続するとともに、事故発生時は関係課と連携し対策マニュアルに基づく適切な対応を迅速に行っていく。
計画どおり	・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。	・測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。また、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
計画どおり	・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握した。 ・本市の生活環境は良好に保全されているが、引き続き適切な状況把握を行う必要がある。 ・近年、大規模な自然災害が頻発しており、有害物質の飛散、流出への一層の対応強化が必要がある。	・測定精度を確保しながら、市民の安全安心確保のため、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・災害発生時における他市の取組内容について調査・分析を行いながら、緊急時の環境調査の更なる迅速化や事業者への周知啓発の強化等について検討する。
計画どおり	・環境法令に基づく届出を適切に審査した。 ・工場・事業場における排水基準超過が2件発生したが、生活環境への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させた。引き続き、法令遵守を徹底させるため立入検査や指導を実施していく必要がある。	・法令遵守の徹底を図るため、各工場・事業場への計画的な立入検査や指導を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場に対しては、立入検査回数を増やすなど監視・指導を重点的に行っていく。 ・適正かつ迅速な届出審査を徹底していく。
計画どおり	・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル3）の除去等に関する監視・指導を効果的、効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。	・令和4年度に国が導入した石綿事前調査結果報告システムについて広報紙やホームページにより周知を図るとともに、令和5年10月着工の工事から適用される、有資格者等による石綿事前調査の義務化の周知を図るほか、吹付アスベスト等（レベル1、2）の全件立入検査や、レベル3の解体工事の全件を基本とした立入検査を実施する。
計画どおり	・土壌汚染対策法に基づく報告等について適切に審査した。令和4年度は区域指定はなかった。 ・また、土壌汚染状況調査に関する土地所有者への適切な指導を行った。引き続き、法に基づく審査等や土地所有者等への指導が必要である。	・人への健康被害を防止するため、法に基づく審査等を適切に行うとともに、土地開発に係る事前協議などを活用して情報収集し、土地の形質変更を行う者への土壌調査の指導を適切に行っていく。
計画どおり	・公害苦情等に関する各種相談を220件受け付け、すべて適切に対応した。法令の規制対象とならない公害苦情相談や多分野にまたがる公害苦情相談が顕在化していることから、関係課と連携を図りながら適切に対応していく必要がある。	・複雑・多様化する公害苦情等への適切な対応に向け、相談事例を検証・蓄積していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
4-2	発生源対策の充実	4-2-2	事業者等への意識啓発	(1) 宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の締結を促進する。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進する。
				(2) 環境保全意識の啓発	環境保全意識の啓発【拡充】	事業者の法令遵守や近隣公害防止への配慮等について、説明会やホームページ等を通じた効果的な環境保全意識の啓発を実施する。
		4-2-3	自動車排出ガス対策の充実	(1) 電気自動車等の普及促進	E Vの導入促進【拡充】(再掲)	EV導入を支援することにより、事業者における脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。
					燃料電池車の導入促進【新規】(再掲)	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
				(2) 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	電気自動車等のカーシェアリングの導入検討(再掲)	「L R T 沿線における低炭素化促進事業」における端末交通の低炭素化策の構築を目指す。
		4-2-4	生活排水対策の充実	(3) アイドリングストップの普及拡大	アイドリングストップの普及拡大	「エコドライブ」の普及拡大を図る。
				(1) 生活排水処理施設整備の推進	生活排水処理施設整備の推進	「生活排水処理基本計画」に基づき生活排水処理施設の整備を計画的に進めていく。
				(2) 公共下水道等における生活排水の監視	公共下水道等における生活排水の監視	「生活排水処理基本計画」に基づき、適正な生活排水の処理が行われていることを確認するため、定期的に水質調査を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・事業者の積極的な環境への取組を促進するため、工業団地の担当者研修会において、協定の概要等について周知を行った。また、協定締結事業者から報告された環境活動について、優良事例を市ホームページ等に掲出した。 ・引き続き、事業者の主体的な環境活動を啓発していく必要がある。	・新たな環境協定締結工場の獲得に向けて協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを作成し対象事業者に配付する。
計画どおり	・市民向け啓発チラシを改訂し、6月に自治会回覧を実施（15, 552部）。また、工業団地内全企業へ環境行動啓発チラシ等を配付した。 ・引き続き、市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等による意識啓発や環境配慮行動の一層の拡大を図る必要がある。	・啓発チラシを作成し配布することなどにより、市民・事業者に対し意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく。
計画どおり	・給電性能を備えたEVについて、軽EVの販売開始より申請数が急増した。（令和3年度：14件 → 令和4年度：146件）	・給電性能を備えたEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
計画どおり	・国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。	・引き続き、国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について検討していく。
計画どおり	・端末交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を実施した。	・端末交通のEV化による低炭素化に向け、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。
計画どおり	・エコ通勤に関するチラシをホームページに継続して掲出したほか、工業団地内の全企業へ配付した。引き続き、「エコドライブ」への意識向上を図る必要がある。	・関連情報の収集に努め、適宜チラシの内容を見直し、継続的なホームページ掲出やチラシの配付による啓発を継続していく。
計画どおり	・公共下水道については、事業計画区域における整備を計画的かつ効率的に実施している。今後も効率的に整備を進めるため、関係機関と連携を図り、情報共有に努める必要がある。 ・合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後も生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や補助制度の周知に、継続して取り組むとともに、さらなる合併処理浄化槽の整備促進に向けて、周知啓発の方法を工夫する必要がある。	・公共下水道については、土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、計画的かつ効率的に整備を実施する。 ・合併処理浄化槽については、様々な広報媒体による周知啓発のほか、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。
計画どおり	・水再生センター等の集合処理施設の放流水を調査し、水質基準に適合していることを確認した。 ・水環境の保全に向け、放流水の水質を把握し、良好な水質を維持する必要がある。	・引き続き、水再生センター等の集合処理施設からの放流水の水質調査を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-1	「もったいない」のころの醸成	5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	(1) もったいない運動を活用した普及啓発	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施 【拡充】	出前講座を通して、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、環境に配慮した行動の実践につなげる。
					もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施	もったいないフェア等のイベントを通して子供から大人まで幅広い世代に「もったいない運動」の周知を行う。
		5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	(1) 環境イベント等を通した普及啓発	環境月間・もったいない月間に合わせた周知啓発（グリーンリボン等）	職員・議員へのグリーンリボンの配布や普及啓発活動などを実施し、市民への周知を図る。
					「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施	もったいないフェア開催により各団体が取り組むもったいない運動について市民に周知し実践促進を図る。
					民間企業等と連携した普及啓発の実施	市民会議や民間企業等と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知する。
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(1) 環境配慮行動に資する総合的な情報発信	スマートフォンアプリ・SNS等ICTを活用した情報発信 【拡充】	市民に親しみのある情報媒体を活用した情報発信を推進し、市民の環境配慮に関する意識醸成を推進する。
					市民目線に立ったわかりやすい情報発信	実物の展示によってわかりやすく伝えるとともに、環境部全体の連携による効果的な意識啓発の実施について検討していく。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・講座の実施にあたっては、周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。	・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
コロナの影響による変更	・年間を通して4半期ごとに重点テーマを設定し、普及啓発事業及び実践促進事業を実施した。各重点テーマにおいて情報発信の強化を図り、認知度が前年5.5%増の48.9%となった。 ・もったいない運動の認知度、実践率が上昇していることから普及啓発事業、実践促進事業の効果が一定程度見られた。	・引き続き、SNSやもったいないフェアなどの周知機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
計画どおり	・毎年6月の環境月間に市職員・議員に対しグリーンリボンの配布を行うほか、「マイMy運動」や「もったいない残しま10！」運動を通し「もったいない」のこころの醸成を図ることができた。 ・より多くの市民にもったいない運動を実践してもらうため、具体的な実践行動を効果的に周知していく必要がある。	・引き続き、グリーンリボンの配布や庁内放送などを実施するほか、「残しま10！運動」などの家庭で取り組める身近な「もったいない運動」の周知啓発を行うとともに、引き続き全世代に実践促進を図る。
コロナの影響による変更	・もったいないフェアを休止し、年間を通して4半期ごとに重点テーマを設定し、普及啓発事業及び実践促進事業を実施した。庁内のイベント等に出展し、市内各所で市民に向け、もったいない運動の周知啓発、実践促進を図った。 ・年間を通した情報発信を行うことで、継続した周知を行うことができた。	・もったいないフェアを含めたイベント等でのもったいない運動の効果的な実践促進方法について検討していく。
計画どおり	・様々なステークホルダーで構成される「もったいない運動市民会議」と連携し、各団体の特色を生かした効果的な普及啓発を行うことにより、もったいない運動の認知度が向上した。 ・もったいない運動の認知度、実践率が上昇していることから普及啓発事業、実践促進事業の効果が一定程度見られた。	・引き続き、市民会議や民間企業等と連携し、SNSやもったいないフェアなどの周知機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
計画どおり	・Instagramを活用したもったいない運動の取組やイベントの周知を行うなど、効果的な情報発信を実施することが出来た。 ・リーチ数、フォロワー数が順調に増加していることから、今後も情報様々な媒体で情報発信をしていく。 ・X（旧Twitter）を活用した情報発信を行い、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を効果的に発信することができた。 ・引き続き、身近でわかりやすい情報を発信し、生物多様性についての正しい理解とその保全に関する意識の醸成を図る必要がある。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や宇都宮市公式LINE「教えてミヤリー」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発に努めた。	・引き続き、各種SNSを活用した情報発信を行っていくとともに、市民に普段の生活においても実践できるよう旬な情報の発信に努め、アクセス数の増加を図る。 ・引き続きX（旧Twitter）を活用した情報発信を行っていくとともに、より効果的な活用に向けた検討を行い、生物多様性の大切さについての理解促進を図る。 ・分別講習会やイベントなど、様々な機会や場、媒体を活用してごみ分別アプリ「さんあ〜る」や宇都宮市公式LINE「教えてミヤリー」の周知を行い、利用者の増加と効果的な情報発信を実施する。
コロナの影響による変更	・C P 茂原等の施設見学について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上、実施を継続することができた。 ・各施設見学の参加者を増やしていくため、積極的な案内を実施する必要がある。	・学校や環境学習センター講座参加者に向けての周知など、引き続き効果的な広報活動に取り組んでいく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(2) 環境学習センターを核とした環境学習の充実	環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施 【拡充】	受講者の年齢層や地域の環境問題及び市民のニーズに応じた講座を実施する。
					教育機関と連携した環境教育の推進 【拡充】	教育機関と連携した環境学習の推進強化を図るため、施設見学等を実施する。
					自主活動グループの活動支援	グループでの活動場所や活動成果の発表の場を提供し、人づくりの推進を図る。
					多様な機会を捉えた環境出前講座の実施	小中学校等への案内送付や市広報誌による掲載により環境出前講座の周知を図り、多様な機会を捉えた講座を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・もったいないの意識の醸成を図るためのリサイクル講座の実施など、環境問題を踏まえた講座を実施した。 ・参加者の講座への満足度は高いことから、今後も市民の生活において実践につなげられるような学びを提供できる講座の実施が必要である。	・地球温暖化防止と生物多様性の保全を主軸とした講座の実施に加えて、SDGsやESDの視点を踏まえた環境学習講座についても運営していく。
計画どおり	・みやエコスクール認定校においてそれぞれの特色を生かした環境教育を実施したほか、環境学習センター事業において、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた講座を提供するとともに、環境学習講座においても、受講者が環境問題の解決に繋がる身近な取組を考える機会を設けることができた。 ・みやエコスクールの拡大及びESDを取り入れた環境学習講座受講者を増やすため、学校に対し周知啓発を継続して実施する必要がある。	・教育機関との連携を強化し、みやエコスクールに基づく環境教育を推進するほか、環境学習センターの施設見学や一般講座においても、ESDの視点を取り入れた講座を実施する。
計画どおり	・環境学習センターの研修室や工作室を活動場所として貸し出すほか、イベントにおいて体験ブースを企画運営してもらうなどの活動支援を実施した。 ・自主グループについては、メンバーが固定化、高齢化していることから、環境学習センター講座やイベントにおける自主グループ活動の周知を通じて、新規加入者の獲得を促していく。	・引き続き講座やイベントにおいて、自主グループの活動成果の発表機会を提供する。
計画どおり	・小中学校や広報紙、放課後子ども教室や市HP等において積極的に周知を行ったほか、企業等と連携することにより、多様な機会を捉えた講座を実施することができた。 ・今後は、持続可能な社会に寄与する人材を育成するため、一時的な学習にとどまらず、将来の生活にも活かしていけるような講座内容の検討する必要がある。 ・出前講座の依頼数や参加人数については、コロナ禍前と比較すると低迷しているものの、適切な感染防止策を講じながら、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施することができた。 ・今後とも、生物多様性に関する世代に応じた理解促進を図るため、学校等と連携し、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。 ・小学校における補助教材の活用やリサイクル推進協議会における環境出前講座を開催したことにより、3Rの重要性や環境配慮行動の促進を図った。 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じ、出前講座を開催することに努めた。	・引き続き、様々な媒体を活用し、広く周知を行っていくほか、将来世代にわたって市民への環境問題に対する意識の向上を図るため、SDGsやESDの理念を取り入れながら、質の高い講座を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じるとともに、引き続き、子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に出前講座を実施していく。また、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場を提供していく。 ・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の電子化に向けた検討を行う。 ・感染症対策を講じながら、年齢層、市民のニーズに応じた環境出前講座を実施する。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	(1) 環境活動を担う次世代の人材育成	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施 【拡充】 (再掲)	会員企業による出前講座のほか、ジュニア向け講座を実施し、市民、事業者等のSDGsに対する認知度向上や理解・実践の促進を図る。
					「こどもエコクラブ」の育成 (再掲)	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図る。
					環境リーダー等の人材育成 (再掲)	環境学習講座等々の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図る。
					森づくり団体の支援	森林山村多面的機能発揮支援事業やとちぎの元気な森づくり県民税里山林整備事業などを通じて里山整備・維持管理に取り組む団体への補助支援を行い、健全な森づくりに取り組んでいく。
					みやの環境創造提案・実践事業の実施	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決法策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。
					ESD拡大に向けた人材育成手法の検討 【新規】	持続可能な社会のつくり手を育成するために、市民や学校等に効果的な周知を行うほか、出前講座等を実施するなど育成手法を検討していく。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・講座の実施にあたっては、周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。	・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
計画どおり	・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊のメンバーは常に満員であり、新規募集を停止するほど盛況となっている。	・引き続き、仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
計画どおり	・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。	・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。
計画どおり	・市内の里山林で活動する森づくり団体（４団体）の活動を支援し、団体活動の活性化と山林の保全に寄与した。	・引き続き、既存の活動団体への支援を行うとともに、更なる活用促進に向け積極的な周知を図る。
計画どおり	・３団体の活動を助成し、駅東口のまちびらきでのパネル展示による中間報告や動画放映による成果報告を行い、事業の周知を図ることができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。	・募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介をしたり、環境教育に関心の高い学校・教員への営業など、市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。
計画どおり	・ＳＤＧｓ実現に向けた人材を育成するために、各種出前講座を実施した。	・引き続き、出前講座を通じて、人材育成につなげていくほか、出前講座以外の効果的な手法についても検討していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-3	「もったいない」の ところによる実践行動の 場と機会の充実	5-3-1	各主体による環境 配慮行動の推進	(1) 家庭におけるエコライフ の推進	環境配慮行動の実践促進 【新規】	多くの市民に環境配慮行動の実践を促すため、みやエコファミリーに 協力する事業者の拡充を図るとともに、イベント等での周知により、 認定家庭数の増加を図る。
					マイMy (マイバッ グ、マイ箸) 運動の推 進	広報誌、HP、イベント等で積極的な呼びかけを行い、マイバッグ、 マイ箸の利用を促す。
				(2) 事業所の 環境配慮行動の 推進	ECOうつのみや21認 定制度の推進	商工会議所と連携し様々な機会を捉えながら周知を行い新規認定事業 者の拡大を図るとともに、認定更新期を迎えた事業者に対しては、 更新の働きかけを行う。
				(3) 学校等に おける環境配慮 行動の推進	みやエコスクール認定 制度等の推進	市内全小中学校の認定に向けて、取組を広く情報発信していく。
				(4) 市の率先 した「もったい ない運動」の推 進	市の事務事業における 「もったいない運動」 の推進	「もったいないのころ」持って、率先して環境配慮行動に取り組む 職員の育成を推進する。
					グリーン調達推進方針 に基づくグリーン購入 の推進	職員の意識啓発を図るため研修や説明会を実施し、積極的なグリーン 調達を促す。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
コロナの影響による変更	・R4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントが中止、縮小されたことを受け、コロナ禍でも出来る周知活動として市HP等による周知強化を行ったが、新規認定家庭数の伸び悩みがあった。 ・レジ袋有料義務化などの社会情勢に併せ、制度への市民の参加促進、利便性向上を図るため、事業手法の見直しについて検証する必要がある。	・市民の環境配慮行動への更なる意識付けや実践の促進、デジタル化等の社会状況の変化に対応するため、電子アプリの導入などICTを活用した、市民の生活環境の現状に則した制度への見直しについて検討する。 ・ウェブやSNSなどICTを活用した情報発信に併せ、広報紙等の紙媒体の利用など、市民がより多く情報を受信できる様創意工夫した周知活動を実践する。
計画どおり	・各種イベントやHP等において普及啓発を行い、マイバック、マイ箸の利用を促すことができた。 ・プラごみを含め、ごみの削減に取り組む必要があり、実践を促進する効果的な取組が必要である。	・これまでの普及普及啓発に加え、実践を促進する手法やマイM y 運動の今後の取組について検討を行う。
計画どおり	・令和元年度末時点で累計74事業所が認定されており、事業所における省エネ活動の促進が図られた。 ・中小企業に対する同制度の認知度が低く、新規認定事業者数に伸び悩みがあることから、引き続き新規事業所の拡大に取り組む必要がある。	・中小企業向けの周知を強化するとともに、各広報媒体や庁内外の事務所向けセミナーなどを活用した情報発信を行う。
計画どおり	・認定校における環境配慮行動の実践事例を取り上げ、みやエコっ子通信として認定校への配布や市HPへの公表を行うことで、学校における環境配慮行動に関する情報を広く発信し、みやエコスクール認定制度の周知及び環境配慮行動の推進を図ることができた。 ・認定校の拡大及び既認定校におけるエネルギー使用量削減の促進を図った。	・引き続き、市内小中学校全校認定に向けて、未認定校に対し働きかけを行うとともに、環境問題に幅広くアプローチしていくため、省エネルギーに関する取組等、先進的な環境配慮行動に取り組む学校の情報提供を行う。
計画どおり	・全庁掲示板へ毎月1日の「もったいないの日」や10日の「残しま10の日」の掲示等による周知啓発を行うことで、市の事務事業において「もったいない運動」を推進できた。 ・庁内における更なる取組推進に向けた機運の醸成が必要がある。	・もったいないEMS事務研修等による周知啓発を継続的に実施することで環境配慮行動に取り組む職員を育成し、全庁を挙げた「もったいない運動」を推進する。
計画どおり	・各種研修や全庁掲示板への掲示等による周知啓発を行うことで、庁内におけるグリーン調達について推進できた。 ・達成率100%に向けたグリーン調達の徹底が必要 ・R4年度は、新設施設の照明等の設備調達において、適合商品以外の購入があり、調達率が下がっている。 (新設施設分以外においては98.6%)	・研修等における周知啓発を継続し、グリーン調達の100%達成を促す。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-3	「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実	5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	(1) 環境団体の育成, 連携促進	もったいない運動市民会議など各種ネットワーク組織への活動支援 【拡充】	環境行政の情報提供や意見交換を適宜実施することでもったいない運動市民会議や環境行動フォーラム等ネットワーク組織の活動活性化を図る。
					地域における環境保全活動に関する情報発信	地域団体等との連携を図りながら, 積極的な広報機会を捉え情報発信を行う。
					リサイクル推進員活動支援の推進 (再掲)	研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通して, 地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。
					環境団体相互の交流の促進	環境学習センターを核として, 地域団体や福祉団体など, 多様な団体が交流する機会を確保する。
				(2) 協働による実践行動の促進	みやの環境創造提案・実践事業の実施 (再掲)	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし, 本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより, 新たな解決法策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。
					J-クレジット制度を活用したみやCO2バイバイプロジェクトの実施	市民・事業者による環境行動の好循環を生み出すため, 市民が住宅へ太陽光発電システムの設置により生み出したCO2削減量を, 国のJ-クレジット制度を活用し売買可能な価値であるクレジットに換え, 市内事業者等へ売却を通じて事業者における環境活動を促進するとともに, 売却益を市内で活動する学生団体の環境活動支援に活用する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・毎月の報告会や4半期ごとの意見交換会を実施し、活動に対し適宜指導等を行うことができた。 ・もったいない運動市民会議は市民会議、普及啓発会議、フェア検討部会などの会議で意見交換を行い、情報共有、方向性の検討を適宜行った。 ・今後は、更なる情報の共有化を図る必要がある。	・今後も定期的な意見交換を実施し、もったいない運動市民会議の適切な運営、ネットワーク組織の活動活性化を図る。
計画どおり	・宇都宮コミュニティメディア「ミヤラジ」やホームページ、SNSを活用した情報発信のほか、まちびらきイベントにおける環境創造提案に係る情報発信など、地域の環境活動に関する情報発信の場を創出した。 ・効果的な発信方法の検討する必要がある。	・もったいない市民会議委員を通じた地域団体等との連携を図りながら、積極的に広報機会を捉え情報発信を行う。
計画どおり	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じた上で研修会を実施するとともに、情報紙や動画配信を活用した情報発信等により、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援を図った。	・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を行う。 ・情報紙「みやくるりん」を発行する。 ・研修会資料の動画を配信する。
計画どおり	・感染症対策を踏まえた「チャレンジもったいない」や「エコまつり」等のイベント開催により、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等と連携した活動を実施することができた。	・今後も環境学習講座やイベントの開催に向けて、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等との連携を図る。
計画どおり	・HP等で事業のPRを行うことで、各年度の参加団体数は増加傾向にあった。（H26～R3：延べ42団体）また、もったいないフェア等で活動団体による取組について、広く市民に普及啓発を実施し、事業の目的を一定程度達することができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。	・今後は、募集している活動のイメージをわかりやすく示すことのために、募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介をしたり、環境教育に関心の高い学校・教員への訪問など、市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。また、団体による活動成果をもとにした環境出前講座の実践や市民への環境活動の普及に資する機会の提供など、活動成果の活用方法やクレジット創出量を踏まえた今後の事業展開について検討する。
計画どおり	・プロジェクトの累積参加者数が1758人、累計クレジット創出量が2,780t-CO2なり、毎年一定数の参加者を確保できており、事業の目的を一定程度達成することができた。 ・一方で、クレジット創出の対象となるプロジェクトへの参加市民の確保や、事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知する必要がある。	・事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知するために、イベントでのチラシ配布や事業者への訪問などにより、市内の取組事例や経営的なメリットを周知し、事業者の関心を高め、クレジットの販売促進につなげる。

宇都宮の環境（環境状況報告書 令和5年度版）

発行年月 令和6年3月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境創造課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

E-mail u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp